昭和 43 年度

林業の動向に関する年次報告

第1部 林業の動向

- I 国民経済と林業
- 1 国民経済における林業の地位
- 2 国際経済と林業および木材工業
- 3 国民生活と森林
- 4 山村の動向と林業
- II 林産物需給の動向
- 1 木材需給の動向
 - (1) 木材需給の概況
 - (2) 建築用木材の消費動向
 - (3) 木材貿易の動向
- 2 木材, 合板の流通と木材工業
 - (1) 木材, 合板の流通
 - (2) 木材工業
- 3 木材価格の動向

- (1) 木材価格の概況(2) 製材品および素材価格(3) パルプ材価格4 薪炭および特殊林産物需給の動向
 - (1) 薪炭の需給
 - (2) 特殊林産物の需給
- III 林業生産の動向
- 1 森林資源の開発
 - (1)森林資源の現状
 - (2)林道の開設
- 2 育林生産の動向
 - (1)造林の動向
 - (2)苗木生産の動向
 - (3)被害の動向
- 3 素材生産の動向
 - (1)素材生産の概況
 - (2)樹種別素材生産の動向
- 4 林業生産の地域別動向

- IV 林業経営の動向 1 林業経営の概況
 - (1)山林経営の態様
 - (2)素材生産業者の現状
 - (3)森林組合の事業
 - (4)林業金融の動向
- 2 私有林の経営動向
 - (1)私有林経営の概況
 - (2)私有林の階層別経営動向
- 3 公有林野の経営動向
 - (1)公有林野の概況
 - (2)経営の動向
- 4 国有林野の経営動向
 - (1)国有林野の概況
 - (2)経営の動向
- V 林業労働の動向
- 1 林業労働の概況
- 2 労働賃金

- 3 労働災害
- 4 社会保険
- 5 林業労働者の組織化の現状

むすび

- I 国民経済と林業
- 1 国民経済における林業の地位

昭和 42 年度のわが国経済は、前年度にひきつづき大幅に拡大した。その主役は、民間設備投資の顕著な増加であった。きらに、在庫投資も高水準を維持し、個人消費も都市、農村とも順調に伸びた。しかしながら、このような国内景気の急上昇の反面、42 年には世界景気が後退し、内外景気のすれ違いが輸入の急増と輸出の停滞をもたらし、国際収支を悪化させた。このため、42 年 9 月の公定歩合 1 厘引上げをはじめとして、9 月以降、財政、金融両面からの本格的な景気調整策がとられたが、それが景気の動向に与えた影響は比較的少なく、42 年度を全体としてみると、大幅に経済が拡大した年であったといえる。すなわち、42 年度の実質国民総生産額の増加率をみると 13.3%で、前年度の増加率 12.4%を上回り、また、鉱工業生産者出荷指数(40 年 = 100)は 133.6 で、前年に対し 17.5%増加しており、こ 2 数年間における最高の増加率であった。

国際収支(総合収支)は、42年度において、約5億ドルの赤字を示したが、43年度にはいり、輸出の伸びとともに好転し、4月が赤字であったのを除くと、5月以降は毎月黒字を示し、9月には約2億ドルの黒字となっている。

一般経済のこのような動きのなかで、林業および関連産業はどのような動き方をしたか を、まず木材の需要からみていこう。

42年の建築着工面積は、全体で1億3700万㎡であった。これは前年に比べて25.2%の増加であり、最近におけるもっとも大きな増加率であったが、このうち木造建築は6,400万

㎡で前年に比べ 21.3%増と,全体の動向とほぼ並行している。また,住宅,非住宅別にみると,住宅用は前年に比べ 21.8%増,非住宅用は同じく 29.0%増となっており,ともに大幅な増加を示している。

こうした需要基盤の拡大によって、木材需要量も大きく伸び、林野庁「木材需給表」(製材、パルプ、合板等丸太以外のものはすべて丸太材積に換算)によれば、製材用は 42 年には5,540 万㎡と前年より 10.0%増加し、合板用は 748 万㎡で前年より 19.5%の増加をみせている。

生産活動の拡大は、紙・パルプ産業の場合にも例外でなく、42 年の紙・パルプ工業の生産指数(40 年=100)は 121.8 で前年に比べ 9.8%増、か動率指数(40 年=100)も 115.4 で前年に比べ 7.9%増であった。したがって、パルプ用の需要量も 2,425 万㎡となり、前年より 16.1%増加した。

このようなおう盛な需要に対し、42 年の国産材供給量は 5,746 万㎡で前年をわずかに 0.2%上回ったにすぎず、建築材の主要な供給部門たる針葉樹素材の生産量は前年より 4.6%減少した。一方、木材輸入量は、42 年においても大幅に伸び、用材供給量中に占める外材の割合は、41 年の 32.6%からさらに高まって 38.6%となるに至った。また、大蔵省「通関統計」によると、42 年の木材輸入額は、前年に比べて 40.1%増の 3,451 億円となり、42 年の総輸入額の増加に対する木材輸入額の寄与率は 12.8%であった。このような木材輸入増大の傾向は 43 年にはいってもいぜんとしてつづいており、43 年における外材のシェアは 4 割をこえるものと推定される。

国産材需給のアンバランスは、国産材の価格上昇をとくに顕著なものにした。42年の総合卸売物価指数は、前年より1.9%の上昇を示したが、「国産原木」の項目をとってみると、前年より19.5%上昇しており、上昇率は非常に大きい。さらに、「輸入原木」についても、「国産原木」ほどではないにしても前年より9.2%と高い上昇率を示し、この結果「木材・同製品」の卸売物価指数は前年より11.8%上昇した。しかしながら、43年にはいってから、「木材・同製品」の卸売物価指数は、外材在荷量の増大などもあって落着きをみせている。

以上のような背景のもとに、林業がわが国経済のなかで占める地位は、どのような変化を 生じているのであろうか。

昭和 42 年度の国民所得総額は、34 兆 6000 億円で前年度に比べ 18.3%増と前年度の増加率を上回ったが、林業所得についてみると、7,365 億円で前年度に比べて 19.9%増となっており、前年度の増加率(20.9%)をやや下回った(図 I-1)。

しかし、国民所得総額中に占める林業所得の割合は、前年度と同じく 2.1%で、40 年度以降でみるとほぼ横ばいとなっている。国産材の生産が停滞しているにもかかわらず、ほとんど地位に変化がないのは木材価格の上昇によるところが大きい。

つぎに、林業就業者数について、総理府「労働力調査」によってみると、42 年の林業就業者総数は30万人でいぜんとして減少傾向にあり、林業就業者の全産業就業者中に占める割合も、前年の0.7%から0.6%とその地位はさらに低下した。また、労働省「林業労働者職種別賃金調査」および林野庁「民間林業労務者の賃金実態調査」により林業労働賃金をみると、42年には、前年に比べ木材伐出業では14.6%、育林業(造林)では12.4%上昇しており、労働省「毎月勤労統計」による調査産業計の賃金の対前年伸び率12.1%をやや上回っている。

2 国際経済と林業および木材工業

わが国経済の国際化の進展のなかで、林業および木材工業も国際経済の影響を強く受けるようになってきているが、そうした側面を、まず木材貿易についてみよう。

42年の木材輸入額は、大蔵省「通関統計」によると、3,451億円で前年より 40.1%増加している。総輸入額の増加率が 22.5%であるのと比較すると、木材輸入額の伸びがいかに大きいかがわかる。この結果、総輸入額中に占める木材輸入額の割合は、前年の 7.1%から 8.2%に高まり、品目別では、石油に次いで大きなものとなっている(図 I-2)。 43年にはいっても、このような木材輸入の増加のすう勢は変わっていない。すなわち、43年上半期(1月~6月)の木材輸入額は 2,111億円に達しており、42年同期に比べると 35.0%増となっている。

一方、42 年の輸出額は、合板の最大の輸出先であるアメリカ市場で、わが国の製品が韓国、台湾等の製品におされたため前年を下回る 334 億円にとどまり、総輸出額に対する割合も 1.0%から 0.9%に低下している。しかし、43 年上半期の輸出実績では、海外需要の増勢回復などにより、42 年同期よりも金額で 28.9%増となっている。上述の諸国は、アメリカにおいて合板のシェアを増大しているばかりでなく、わが国への輸出量も増加させているので、その成り行きによっては、今後、わが国の合板需給に影響を及ぼすことも考えられる。

木材貿易についてもっとも大きな関心事となったのは、アメリカ、フィリピンにおける丸 太輸出制限の制度化である。アメリカでは、連邦有林の丸太輸出を制限する法律が、43年 10月に成立して、44年1月から実施されており、フィリピンにおいては、42年4月、丸 太輸出量を漸減きせる林野庁行政命令が出されている。これらの動向は,外材依存度の高まりつつあるわが国木材工業に対して影響を及ぼすことが予想される。

このように、木材輸入、とくに丸太輸入の将来は楽観できないが、わが国の木材需給が、 当面外材に大きく依存せざるを得ない現状からいって、今後、積極的に新しい海外の森林資源を開発して輸入する必要があり、すでにわが国資本による開発輸入も進みつつある。すなわち、カリマンタン、カンボディア、南スラウエシ(セレベス)における伐出事業、アラスカにおけるパルプ製造、製材等であり、こうした動きは今後いっそう盛んになるものと思われる。

以上のような木材貿易の動向, さらには 42 年 7 月に始まった資本自由化, 43 年 2 月の第 2 回国連貿易開発会議で昭和 45 年頭初に発足きせることに一応の合意をみた開発途上国に対する特恵関税供与の問題など, いずれも今後のわが国の林業, 木材工業にとっての関心事である。

このような経済の国際化の進展のなかにあって、わが国木材工業においてもいくつかの新しい動きがみられる。製材工業では、外材の増加を契機として、その規模が大型化し、設備の近代化が図られ、また、木材工業団地の造成も盛んである。紙・パルプ工業では、これまでの体質改善のほか、企業間の業務提携、さらに企業の合併も実現をみている。合板工業では、設備の大型化、そして厚物、二次加工合板部門の新・増設がめだっている。

しかし、わが国の製材、合板工業においては、中小企業が多く、今後の製材、合板需要構造の変化、外国産製品輸入の増加傾向等を考えた場合、いっそうの企業体質の改善、合理化を推し進める必要があることはいうまでもない。

3 国民生活と森林

わが国の森林は、面積で 2,521 万 ha と国土の 68%を占めている。森林は、木材をはじめとする林産物を生産する経済的機能と、国土の保全、水源のかん養、保健休養等の公益的機能を通じて、国民生活と深く結びついている。

以下、こうした森林の機能を視点として、国民生活と森林の関連をみることにする。

第 1 の経済的機能の内容としては、木材その他の林産物の生産があげられるが、そのうちでは木材生産の比重が圧倒的に大きい。わが国は、住宅の様式が主として木造建築であることなどから、世界的にも有数の木材消費国であり、木材は、建築用材をはじめとして、土

木用材,紙等の形で多量にわれわれの生活にとり入れられている。とくに,近年における経済規模の拡大,所得の向上等は,木材の需要量を急速に大きなものとしている。

一方、木材供給源たる森林資源をみると、人口1人当たりでは日本は面積で0.3ha、蓄積で20㎡となっており、アメリカ、カナダ、ソ連のような森林資源の豊富な諸国に比較すると非常に少ないが、1ha当たりの蓄積ではそれら諸国と大きな差はなく、1ha当たり生産量では逆に大きくなっている。すなわち、わが国は上述諸国に比較すると、人口1人当たりの森林面積、蓄積の少ない割には相対的に多量の生産を行なっているといえるのであって、このことは、西ドイツ、フランス等のヨーロッパにおける林業先進諸国と共通している。

わが国が、このような生産を行なうことができるのは、気象条件が森林の成育にとって良好なこと、集約的な施業が進められていることなどによるが、それでもおう盛な需要を満たし得ない現状にある(表 I-1)。

第2の公益的機能として,まず,森林の国土保全,水源かん養に果たす役割についてみよう。

わが国の国土は、元来地形的、地質的に降雨に対してぜい弱な状況にあるが、森林は山地の崩壊を防止し、土砂の流出防備に役立つとともに、また、その理水機能により流水の調難を行なっている

最近においては、局所的な集中豪雨が多く発生し、山腹崩壊等による災害を起こしているが、とりわけ、都市周辺部等における急速な宅地造成あるいは交通施設の開発等地域の開発が保全施設の未整備のまま促進される傾向にあり、災害を受けやすい状態となっている。その結果、災害のひん度も高くなり、また、その態様も従来とは異なってきており、人命、財産に直接大きな被害を与えるようになってきている。

このような事態に対応するためには、基本的には保全を考慮した合理的な開発を行なうことが必要であるが、治山事業等の保全施設を施工するほか、森林の積極的な維持、造成により、その国土保全機能を向上きせることも必要である。

また、森林の理水機能は、水源かん養のかたちで工業用水、生活用水等の確保に寄与しているが、都市化の進展、産業の発展に伴い、これらの水需要は増大する傾向にあり、森林の水源かん養機能は、今後もますますその重要性が高まるものと予想される。

つぎに、保健休養の場としての森林についてみることとする。

近年における都市化の進展,生産の近代化による労働の単純化に加えて,所得水準の向上,生産や生活の合理化による余暇時間の増大,レジャーに対する認識の変化等もあって,国民の戸外レクリエーションに対する需要は,とみに高まっている。ちなみに,厚生省資料により自然公園の利用状況をみると,42年の国立公園の利用者数は,2億1885万人に達し,38年の1.5倍強となっている。

43 年 8 月現在における自然公園の状態は、国立公園 196 万 ha(23 カ所)、国定公園 84 万 ha(36 カ所)、都道府県立自然公園 210 万 ha(274 カ所)、計 490 万 ha(333 カ所)となっており、いずれにおいても森林面積が過半を占めているが、近年の観光開発などに伴い、森林の損壊がめだってきている。

また、野生鳥獣は、森林とともに自然を構成して、国民生活環境の美化に大きな役割を果たしており、また、その一部は、レクリエーションとしての狩猟の対象ともなっている。しかしながら、近年における各種の国土開発や都市化の進展等に関連して、これらの生息環境が急速に破壊されつつあり、生息数は、年を追って減少の傾向を示している。このようなことから、野生鳥獣の積極的な保護増殖を図るため、鳥獣保護区等の設定が進められており、43年3月末現在における鳥獣保護区は、1,809カ所、161万 haとなっている。

一般に、森林は以上に述べた経済的、公益的機能をあわせもっているが、森林によっては、むしろ公益的機能が優先的に期待される場合があり、その場合には、森林法、自然公園法などにより、保安林、自然公園特別保護地区等として指定され、自由な経営に制限が加えられている。これらのうち、大宗を占める保安林は、43年3月末現在487万haであるが(表I-2)、近年における経済の高度成長、災害の増大等に伴い、保安林に対する要請が高まり、昭和45年度を目途として、保安林面積を666万haに拡充するよう計画されている。

4 山村の動向と林業

昭和30年代にはいってからは、山村から都市への人口流出がはげしく、山村地帯における経済活動は停滞傾向を示すとともに、一部の山村においては、教育、医療、保健等をはじめとする従来の社会生活水準を維持することがしだいに困難となり、いわゆる過疎現象に伴う幾多の問題が顕在化してきているところがみられる。

このような山村社会の変動に伴い、従来山村地帯で行なわれていた農林業の変質、生活様式の変化等が生じているが、まず、山村の当面する問題の一つとして、人口の変動を中心に山村の動向をみることにする。

農林省「農家就業動向調査」によって農家人口の年減少率をみると、山村地帯が他の経済地帯よりも高く、42年度には2.9%となっている。しかも、人口流出は若年層を中心としているため、山村の人口はしだいに老齢化の傾向をたどるとともに、高出産女子人口(20~34歳)の激減等により、人口自然増の減少傾向が現出し、今後、人口減少を加速化させることが予想される。

このように、山村の人口が減少している背景には、山村のもつ自然的、経済的、社会的諸 要因があるが、これら山村の現状を示す主要な指標として、次の点があげられる。

第1に、自然条件の不利性である。山村は、他地帯に比べて土地条件や気象条件等の自然 条件が劣悪であり、したがって、これらの地域では効率的な開発が困難であり、経済力が弱 く人口の扶養力に乏しい。

第2に、山村のへき地性の問題があげられる。すなわち、一般に山村は都市からの経済的 距離が遠く、そのために生産物の市場競争力が弱く、かつ、雇用機会にも恵まれていない場 合が多い。

第3に、山村における産業の低生産性とそれに伴う低所得の問題である。山村は、他地帯に比べて自然的、経済的条件がきびしいため、一般経済の構造変化に対する適応性に乏しく、他地帯との間に所得格差が生じている。農林省「農家経済調査」によると、42年度の農家所得は、平地農村 110万円に対して山村は92万円となっている。また、農林省「農業所得統計」により、耕地10a当たりの生産農業所得についてみると、42年では平地農村が4万3000円であるのに対して、山村では3万4000円で、これは平地農村の79%に当たっている(表I-3)。

つぎに、農業の生産性について、農業労働 10 時間当たりの農業純生産でみると、42 年度において、平地農村が 2,015 円であるのに対して、山村では 1,514 円であり、山村は平地農村の 75%の水準にとどまっている。

第4に、山村では社会機能の立ちおくれが著しいことである。山村は地域面積が広く、人口密度がき薄であり、また、集落が分散しているため、社会資本の効率性の確保が困難な場合が多く、道路、通信、教育、医療、保健衛生施設等環境の整備が立ちおくれており、社会機能の不備が著しい。また、住民の所得が低位であり、山村の自治体も一般に財政規模が小さく、歳入に占める税収入の割合が低いため、財政上の自主性に乏しく、とくに投資的経費に充当できる財源に恵まれていないのが通例である。経済企画庁の資料により、42年度に

山村振興法に基づく指定を受けた 140 山村の 1 村当たり平均振興計画事業費の財源内訳をみると, 4 年間の事業費 7 億 2718 万円のうち市町村負担額は 1 億 2430 万円であるが, このうち, 一般財源によるものは 37.5%に当たる 4,666 万円だけであり, 市町村負担額の56.5%は辺地債およびその他起債に依存しており, 市町村の負担力が乏しいことを示している。

以上のように、山村の現状には幾多の問題がみられるが、経済企画庁「昭和 43 年度山村住民意向調査」によって、このような山村地帯において要請されている施策についてみると、「交通施設」を希望するものが総調査世帯数の 37%を占めもっとも多く、「産業の振興」が 31%でこれに次ぎ、この二つの施策がとくに重要事項として山村民に期待されていることがわかる(表 I-4)。 興のための最重要事たることを示すものである。

第 2 位の「産業の振興」については、その内容をみるともっとも期待される産業は農業であって総調査世帯数の 43%、次いで林業の 30%、畜産の 17%、観光の 6%等となっており、農業と林業の比重が大きい(図 I-3)。このうち、期待する産業として林業を望んでいる世帯について、その種類をみると、自力造林(他人の山に分収契約を結んで造林する場合も含む。)が 53%を占めており、次いで分収造林が 25%、しいたけ、なめこ等特殊林産物生産が 20%となっており、分収造林の割合がかなり高いことが注目される。

以上述べたような山村の動向は、林業が主として山村に基盤をおく産業であるだけにそ の発展をはばむ大きな原因となっており、また、林業の将来に大きな問題を投げかけている。

II 林産物需給の動向

1 木材需給の動向

(1) 木材需給の概況

昭和42年の木材需給の状況を概観すると、用材の国内需要は増大をみたにもかかわらず、 国産材供給は停滞をつづけ、用材供給量に占める外材のウェイトは、いっそう高まってきている。また、薪炭材需要は、いぜんとして減少傾向にある。以下、このような動向にある木 材需給を林野庁「木材需給表」に基づいてみることとする。

まず、需要であるが、42年の木材需要量は、9,078万㎡で前年に比べて10.1%の増加を示した。このうち、用材需要は、8,595万㎡で前年に比べると11.8%の増加となっているが、この増加率は、木材価格の上昇がめだった36年、41年を上回る大幅なものである。これを

用途別にみると、3 大部門である製材用、パルプ用および合板用はいずれも伸びており、製材用のみでも 35 年当時の用材総需要量に匹敵する規模となっている(図 II-1)。

このような用材需要の大型化をもたらしたおもな原因は、建築着工面積の増大と紙・パルプ生産の伸びに求められる。すなわち、42年の建築着工面積は、住宅投資の増大、鉱工業用を中心とした設備投資の拡大などによって著増し、前年に比べ25.2%増となった。また、パルプの生産量を通産省「紙・パルプ統計」によってみると、42年には製紙パルプのほか化学繊維、セロファンの生産に用いられる溶解パルプもともに伸び、その結果、前年に比べて9.5%増加している。

42 年の用材需要の増加は、主として以上の要因によってもたらされたが、最近における 建築様式の変化等により、床板や繊維板などに対する需要が増大し、それらの生産も増勢を みせている。農林省「木材生産需給調査」によると、前年に比べて、たとえば、普通床板は 10.0%、モザイクパーケットは5.1%、繊維板は17.8%増加している。

用材に対する需要は、43年にはいってもいぜんとして強く、上半期における製材用、パルプ用の素材入荷量を農林省「木材生産需給調査」および通産省「紙・パルプ統計」によってみると、それぞれ前年同期に比べ6.7%、5.3%上回っており、需要規模はさらに拡大しつつある。

一方、用材需要の伸びに対し、薪炭材需要の減少傾向は、いぜんとしてつづいており、42年は483万㎡で前年に比べて13.7%減となった。38年に比べると、48.7%減少しており、薪炭材に対する需要は、わずか5年間に半減している。

つぎに、供給の動向をみると、42 年の用材供給量のうち、国産材は 5,274 万㎡で前年に比べ 1.7%増と微増を示したものの、その増加はパルプ用によるものであり、用材需要の大宗である製材用に限ってみれば減少している。一方、木材輸入は一段と促進され、外材供給量は 3,321 万㎡となり、前年に比べ 32.6%増と著増している。この結果、用材供給量に占める外材の割合は、41 年には 32.6%であったものが 42 年には 38.6%と増大している(図 II-2)。国産材供給不足を補うためにスタートした木材輸入は、いまやわが国の木材需給上独自の地位を占めるに至っている。

なお、42年における外材の商品形態別構成比をみると、丸太 79.1%、製材品 7.8%、パルプ 8.5%、木材チップ 4.2%、その他 0.4%となっている。以下、このような木材輸入をめぐる諸動向についてみることとする。

外材の浸透は全国的なものとなっており、農林省「木材生産需給調査」によって、地域別に主要需要部門の工場への素材入荷量に占める外材の割合をみると、42 年においては、本州太平洋側は50.8%と過半数、また、輸送費の多くかかる内陸県でも25.0%となっており、50%をこす県の数は12 県に及んでいる(表 II-1)。

また,外材を消費する製材工場も過半数に達しており,他方,パルプ工業も外国産木材チップの輸入増大を図るため、専用船をつぎつぎと就航きせている。

以上のように、わが国の木材工業は、針葉樹、広葉樹丸太などのほか、木材チップに至るまで海外への依存度を強めつつある。なお、対象地域も、従来からの3大外材(ラワン材、米材、ソ連材)の産地および数年前から急速に伸びてきたニュー・ジーランドのほか、さらにオーストラリアにまで広がろうとしている。

(2) 建築用木材の消費動向

42年におけるわが国経済の拡大は、建築需要の大幅な増大をもたらした。

建設省「建築動態統計調査」によって、42 年における構造別建築着工面積をみると、前年に比べ、木造はこの5年間で最高の21.3%増、非木造は39年に次ぐ28.8%増と、いずれも大幅な増加率を示している(図II-3)。また、実数でみても、木造のみで35年当時の総建築着工面積を上回るという大規模なものになっており、建築不燃化の進行にもかかわらず木造建築需要は減退せず、増加の一途をたどっている。なお、43年にはいってからも、建築着工面積は42年をさらに上回る高水準で伸びつづけており、上半期の対前年同期比は、総数では121.4%、木造115.8%、非木造126.5%となっている。

さらに、42年の建築着工面積を住宅、非住宅別にみると、前年に比べて住宅は21.8%増、 非住宅は29.0%増と、ともに20%以上の増加を示しており、住宅着工面積は、40年以降非 住宅のそれを上回っている。

また、木造建築の用途別構成比の推移をみると、居住専用が、38年には65.4%であったものが42年には72.4%に増加しており、それ以外の用途はすべて減少傾向を示している。

以上からみて、木造建築は住宅中心、しかも専用化へ傾斜の度を強めつつあることがわかるが、その過程で外材製材品の浸透が全国的に強まっている。

外材が建築用製材品全体のなかでどのような地位を占めているかを農林省「木材生産需

給調査」により 42 年の出荷量についてみると、総数で 34.3%、また、どの材種でも 30%以上を占めている。きらに、国産材、外材別に材種ごとの出荷量の割合をみると、もちろん国産針葉樹材が全材種にわたって最高の割合を占めているものの、米材が、建築の基本的材種であるひき角類で 21.8%、また、その補助材料の地位にあるひき割類で 15.7%を占めるに至っており、ソ連材も、輸入開始が米材よりも数年おそく、また、現状では需要地域にかたよりがあるにもかかわらず、すべての材種において国産針葉樹材の 1 割以上の数量を示している。一方、広葉樹であるラワン材は、供給に弾力性があるうえに、加工の容易性、長大性などの長所をもっているため、板類で国産広葉樹材の 6.3%をはるかに上回る 16.4%を占めている。

このような外材の浸透状況を,建築主が個人である木造住宅を対象として,札幌,仙台,金沢,広島,福岡など16の地方都市の施工主について調べた林野庁「住宅用建築木材消費動向調査」によってみることとする。

まず、外材製材品(米材、ソ連材)を最初に使用した年次別施工主数をみると、家の種類別では持家・貸家・建売りのいずれも 35 年から増加しはじめ、38~40 年に非常に大きく増加して今日に至っている(表 II-2)。すなわち、地方都市における木造住宅の外材使用は、約10 年にわたる普及過程を経たのち、40 年代にはいって定着するに至ったといえるが、その誘因を木造住宅着工面積の7割以上を占めている持家の構造材(土台、柱、はり)について求めてみよう。

42年中に、構造材に外材を使用して建てられた棟数の割合は、持家建築総棟数の70%を占めているが、施工主が外材を使用した理由としては、「建築主が希望した」は23%にすぎず、「まかせられたので選んだ」が51%を占めてもっとも多く、外材使用の半ばは施工主の主導下で進行していることがわかる。また、建築主が外材を希望した理由をみると、「材質は劣るが安い」が圧倒的に多い(図 II-4)。一方、外材を構造材に使用せず、国産材のみで建てた棟数の割合は30%であるが、この場合の理由は、「建築主が外材を使うなといった」が57%と建築主の積極的な意思によるものが過半を占めているものの、「予算内で国産材だけで建てることができた」という消極的な理由で外材を使用しなかった者の割合が37%にのぼっている。なお、上述した建築主の意思で外材を使用しなかった理由のなかでは、「外材は品質が悪いという先入観をもっていた」が74%を占めて圧倒的に多い。

しかし、外材を用いて建てた住宅に入居してからの建築主の評価を、国産材ともっとも競合するとみられる米材について、構造材だけでなく造作材まで含めたものでみると、米材使用の経過年数がまだ浅いという制約はあるが、「普通」というのが 61%で一番多く、積極的に「悪い」としている者は 31%で、その理由としては、「曲り、狂い、すきまなどが生じた」

が 42%でもっとも多く、つづいて「材質が弱い」の 39%となっている。

また,施工主の今後の外材使用に対する方針については,国産材よりも価格が安いことをおもな理由として「積極的にふやしていく」が,米材で67%,ソ連材で57%を占めており,「建築主の注文があれば使う」が,それぞれ20%,24%となっている(表 II-3)。

以上からみて,外材を好まず,国産材で建てたいという階層もかなり多いものの,下級材で建てる場合には,外材の使用割合が高まっていくことが予想される。

(3) 木材貿易の動向

42 年における木材貿易の動向を大蔵省「通関統計」によってみると、わが国の貿易上木材輸入の占めるシェアは年々高まっているのに対し、木材輸出は輸入に比べるとそのシェアが著しく低いばかりでなく、伸びなやみの状態にある。42 年の木材輸入量は 2,967 万㎡で、前年に比べ 32.1%増加し、米材、ソ連材の輸入が本格化した 36 年以降におけるもっとも高い増加率であった。これを全額でみると 3,451 億円で、前年より 40.1%の増加となっており、総輸入額の 8.2%を占めるに至っている。一方、42 年の木材輸出額は、334 億円で前年より 8.1%減少し、総輸出額に占める割合も前年の 1.0%から 0.9%に低下している。

ア輸入

42 年および 43 年前半における木材輸入について注目すべきことは、米材、ソ連材の増加率がきわめて大きかったこと、数量はまだ多くないが、製材、合板、木材チップ等の製品および半製品の輸入がめだって伸びてきたこと、 揚地の滞船が主要港をはじめ一部地方港でも常態化してきたこと、 ラワン材、米材については丸太輸出制限措置などにより輸入条件が悪化してきていることなどがあげられる。

まず、丸太および製材品の輸入についてみると、ラワン材は、42年における木材輸入量の42.0%を占め、いぜんとしてもっとも大きな割合になっている。ラワン材の需要は、その半ば以上を消費している合板用ばかりでなく、建築用板材としての利用も近年増加していることなどが影響して、42年には前年に比べ12.3%増となっている。米材、ソ連材は、構造材、造作材等の建築用材としての利用を主体としており、国産材と競合する場合が多いが、42年には前年に比べ、米材は53.4%増、ソ連材は40.6%増といずれも著しい伸びをみせている(図 II-5)。これら丸太および製材品の輸入の増加傾向は、43年にはいっても衰えることなく、1~6月までの輸入量を42年同期に対比してみると、ラワン材は12.8%増、米材42.9%増ソ連材20.9%増となっている。このように、高い伸び率をみせているのは、建築需

要が 43 年にはいっても高い伸び率を示していること、42 年における国産材の価格上昇が著しかったことなどが原因となっているが、さらに米材については、アメリカにおける輸出制限の実施をみこして輸入が活発化していることも影響している。

つぎに、製品、半製品の輸入についてみると、42 年の製材品の輸入量は、丸太製材品の輸入量合計に占める割合では7%にすぎないが、前年に比べ 63.2%の増加を示している(表 II-4)。わが国が製材品をもっとも多く輸入している相手国は、従来から丸太輸出を制限しているカナダであって、製材品輸入量の55%を占めている。また、43 年上半期における製材品の輸入量も、カナダを中心として、42 年同期の 46.3%増と相変わらず高い増加率を示している。

木材チップの輸入については、アメリカから針葉樹チップが輸入されているが、ここ数年の間に著しい増加をみせ、42年には前年の約2.8倍に当たる139万㎡となったが、さらに、43年上半期の輸入量をみると、すでに42年1年間の輸入量をこえている。このように針葉樹チップの輸入が伸びている理由としては、長期的に数量、価格が安定していること、供給単位が大きいこと、品質が一定していることなどがあげられる。このチップ輸入に当たっては、アメリカと長期輸入契約を結ぶと同時にチップ専用船に対しても長期の積荷保証をしており、43年3月現在で20隻の専用船がチップの輸送を行なっている。また、最近、広葉樹チップを対象とした東南アジアからの輸入計画も進められている。

一方,以上のようなパルプの原料ばかりでなく,パルプ自体の輸入もアメリカ,カナダを中心に年々伸びており,42年には前年の7.5%増に当たる72万トンとなったが,これは,わが国パルプ生産量の11.6%に当たっている。

合板の輸入量は、絶対量ではなおわずかであるが、その伸び率は前年の約13倍と大きい。 これは、コンクリート型枠の需要増大に伴って、アメリカおよびカナダから米マツ合板が輸入されたこと、二次加工合板用として韓国、台湾からの輸入が多かったことによるものである。

なお、木材輸入を担当している業者についてみると、その数は、42 年には、南洋材 98、米材 63、ソ連材 52 となっている。扱い量の多い上位 20 業者だけで外材輸入量の 8 割以上を占めており、また、そのうち上位 10 社はいずれも 3 大外材を扱っており、ラワン材 62%、米材 70%、ソ連材 49%と比重は大きい。

外材の価格に影響を与えるとみられる滞船については、数年前から問題になっていたと ころであるが、42年にはいってからは、木材輸入量の増大に伴い、東京、清水、名古屋、 大阪の4大木材輸入港をはじめとして、一部地方港での滞船がめだちはじめた。これは、港湾設備や植物防疫体制が外材輸入の増大に必ずしも対応しえないこと、さらに、一部については、販売に時間のかかる低質材の滞貨が増加し、港湾貯木場の回転率を悪化させていることなどによるものと考えられる。

最後に、産地事情および開発輸入の動向についてみよう。ラワン材の輸入は、最近、マレイシア連邦のサバ、サラワク州等からの輸入が増加しているとはいえ、42年のフィリピンからの輸入量は57%を占めている。このように依存度の高いフィリピンからの輸入も、出材条件の悪化、良質材の減少、定尺物の不足などの悪条件が発生している。さらに、42年4月、フィリピン政府は、森林資源の保続と国内木材工業発展のため、小規模伐採権を統合することや免許更新に当たり、5年後には許容伐採量の60%の加工を義務付けることなどを内容とする施策を発表しており、今後、わが国のフィリピンからの丸太輸入は質的にも量的にも困難になるものと考えられる。一方、マレイシア連邦や他の地域産の丸太の場合も合板適材が漸次減少し、下級材や径級の細い材が増加する傾向にある。

アメリカでは, 数年前から, わが国の輸入木材の主要産地である北西太平洋岸地域で日本 への丸太の大量輸出によって米国内の立木価格が上昇するばかりでなく、製材業者の原木 入手が困難になってきたこと、アメリカからの輸出は丸太が大部分となっていることなど を理由として対日丸太輸出制限運動が起こっていた。すなわち,昭和 36 年以降,オレゴン 州では州有林の丸太輸出禁止法が施行されていたが、ワシントン州においても同じような 法案が州民の署名を集めた直接請求により 41 年末に州議会に提出され,州議会で否決のの ち, さらに, 43 年 11 月州民投票の結果否決されている。このような州有林の動きととも に、連邦有林に対するアメリカの政界、業界の圧力はしだいに高まり、アメリカ政府の要請 により、42年12月および43年2月の2回にわたり日米木材貿易会議が開催された。会議 の結果、貿易拡大の方向で、わが国は、製材、合板等の加工品の買付けを強化し、アメリカ は、日本の丸太輸入の必要性を考慮することとなったが、アメリカ業界の強い要望を背景と して、43年4月、アメリカ政府は、同国連邦有林から生産される丸太について、4月以降 44 年 6 月まで実質的な輸出規制措置をとることを発表した。さらに,10 月には,昭和 44 年から 46 年までの3カ年にわたって西径 100 度以西の連邦有林から輸出する丸太を年間約 160万㎡に制限する法律が成立した。なお、西径 100度以西とは、わが国が丸太を輸入して いる地域のほとんどすべてを含んでいる。

カナダは林産物の輸出国であるが、林産物の輸出に当たっては、原則として丸太の輸出を禁止している。また、同国の輸出向け製材の加工技術はアメリカよりは高く、製材品の輸出能力も大きく、アメリカ、英国などの大市場への輸出は最終製品の形のものが多い。

ソ連との貿易については、政府間で輸入量を協定しているが、その数量、取引価格は民間において年間一括契約していることが他の輸出国と異なるところである。ソ連側は、毎年製材等加工品の輸出増加を希望しており、そのため、ソ連からの製材品の輸入量は絶対量は少ないが漸増する傾向にある。43年7月には、従来の政府間協定のほかに、わが国から極東開発のための設備機械および資材を中心とした商品を輸出し、その見返りのかたちで、44年からの5カ年間に総量で約800万㎡の木材を輸入する契約が締結された。

木材輸入については、従来の主要産地において、丸太の形での木材入手がしだいに困難になってきているので、これに対処するためもあって、最近、海外の未開発森林資源の開発輸入が積極的に進められている。針葉樹については、すでにアラスカに進出している企業があり、カナダにも合弁による現地法人を設立し製材品をわが国に輸出する計画もある。広葉樹については、インドネシア、カンボディア等東南アジア諸国への進出がみられ、さらに、マレイシア連邦、オーストラリア等を含む広範な地域にわたって合弁による開発輸入計画が進められている。木材需給安定のための海外への進出は、以上のように盛んであるが、木材チップについては、国内に未利用資源が存在することもあって、その積極的な活用を図ることが必要である。

イ 輸出

42年の木材輸出額は総額で334億円となっているが、このうち、もっとも大きな割合を占めているのは合板であって74.1%に当たる248億円となっている。次いでインチ材が14.0%の47億円で、両者あわせて輸出額の9割ちかくを占めている。ここでは、この合板とインチ材の輸出の動向についてみることとする。

合板の輸出は、42年には数量、金額ともに前年より減少した。これは合板輸出額の過半を占めるアメリカ向けの輸出減少によることが最大の原因である。アメリカ市場への合板輸出については、韓国、台湾、フィリピンとの競合が最近めだっており、なかでもラワン材合板の競合がもっとも激しい。アメリカにおける広葉樹合板の輸入のうち、わが国製品のシェアは低下傾向にあるが、42年には、数量で25%、金額で33%となっており、他は大部分が韓国、台湾、フィリピンの3カ国からの輸入となっている。わが国の合板生産は、国内需要向けが主体となっているが、韓国、台湾では生産量の7割以上を、フィリピンでも5割ちかくを輸出しており、また、これらの諸国における合板輸出は、合板工業にとってばかりでなく、貿易全体からみても主要な地位を占めていることから、政府の強力な輸出奨励策が実施されている。これら3カ国がアメリカを中心とする海外市場への進出を強めているのに対し、わが国の輸出量が伸びなやんでいるのは、以上のような事情のほか、これら3カ国における低労賃などによる低コストも影響している。

従来,輸出合板の減少傾向が著しかったのは,これら 3 カ国の輸出品ともっとも競合するラワン材合板であって,42 年には前年よりも 19.4%低下したが,さらに,これまで増加傾向にあった二次加工合板も,42 年にはプリント合板が伸びただけで,他はいずれも前年より減少しており,これには国内需要の増加が影響している。国産材合板の輸出額は,42 年にも前年の 2.4%増と漸増してきており,合板輸出額の約 4 割を占めている。

合板に次いで輸出額の多い国産材インチ材は、木材輸出額の 11.1%を占め、前年よりも 8.7%の増加をみせている。これに対し、ラワン材インチ材の減少は前年よりも 46.9%減と 顕著である。これは、海外におけるラワン材インチ材需要の減少に加え、フィリピン、マレイシアの進出により、わが国のシェアが縮小しているからである。

以上のように、42年の木材輸出は、総額では前年より減少しているが、その内容をみると、国産材製品は、合板、インチ材ともに増加しているのに対し、ラワン材製品はプリント合板を除き一様に減少していることが特徴的な傾向であった(表 II-5)。

43年上半期における木材輸出額は、42年同期よりも28.9%増加している。これはラワン材合板の輸出量の3分の2以上を占めるフラッシュドア用合板の輸出カルテル締結による価格安定化への努力が効果をみせてきたこと、それに加えて、アメリカにおける住宅着工面積の増大傾向、さらに化粧合板を中心とするイギリス市場への輸出増大などの要因によるものである。

2 木材, 合板の流通と木材工業

(1) 木材, 合板の流通

木材流通の動向を農林省「木材生産需給調査」によってみることとする。

まず、素材の流通について、製材、パルプ、合板など主要需要部門の工場へ入荷する素材の自県材、他県材、外材別内訳をみると、自県材および他県材の占める地位はともに年々低下し、外材に置きかわっていることが注目される(図 II-6)。

また、素材の交流状況を素材入手先県数からみると、42年における林業地域内1県当たりの平均入手先県数は、総数では38年に比べていずれの地域においても減少している(表II-6)。入手先県数では東海が最高となっており、それを中心としてほぼ南北両端に進むにつれて交流範囲が狭くなっている。なかでも、北海道はほとんど自給されている。そのうち、製材用のみについてみると、全国合計では若干減少しており、地域別の内訳では、減少した

地域 7, 増加した地域 4, 変化なし 1 地域となっている。また, パルプ用では, 減少の度合は製材用よりもはるかに大きくなっており, とくに中部地方以西の地域でめだっている。このような素材の交流範囲の縮小の原因としては, (1) 原木需要の, 近隣港揚げ外材への依存度増大, (2) 遠距離輸送によるものの多いパルプ用材の, 丸太から木材チップへの転換傾向などが考えられる。

つぎに、製材品についてみると、むしろ逆の傾向となっている。入手先県数は全国平均では 38 年から 42 年にかけて若干増加しており、林業地域別にみると、増加した地域 8、減少した地域 3、変化なし 1 地域となっている(表 II-7)。

多くの地域で素材とは逆に製材品の交流範囲が拡大したおもな原因としては(1)全国的に生産されるようになった外材製材品の販路の拡大,(2)幹線道路の整備拡充に伴うトラック輸送の長距離化とトラックの大型化などがあげられる。

これまで述べてきた素材および製材品の国内輸送は、トラック、鉄道、内航海運の3者によって行なわれているが、運輸省「陸運統計」によって構成比をみると、トラックは、鉄道および内航海運の両端輸送が可能であることに加え、中間荷役が排除でき、機動性がすぐれていることなどのため最大のにない手となっている。これを41年度の輸送分担率(トンキロ数の構成比)によってみると、トラック49.2%、鉄道40.6%、内航海運10.2%となっている。

さらに、トラック輸送についてみると、ほとんどが製材品とみられる長距離輸送(600 km 以上)が急増傾向にあり、平均輸送キロ数も 38 年度の 24.3 キロから、41 年度の 30.1 キロと年々伸びてきている。

また、以上の輸送機関によって運ばれるもののうち、東京都、愛知県および大阪府へ入荷した手持ち材による製材品(国内びき製材品から賃びきおよび自家消費したものを除いたもの)についてみると、これら 3 都府県の占める割合は、38 年には 31.2%であったが、42 年には 28.1%と漸減している。これは、建築着工面積からもうかがえるように、地方需要が著しく伸びたためである(表 II-8)。

このように、3都府県の相対的地位はしだいに低下しているものの、いぜんとして木材価格形成などに大きな影響力をもっており、また、流通状況がそれぞれ異なっている。

すなわち,東京都の場合は,集荷圏がもっとも広く,伝統的な製材産地との結合が強い。 これに対し,愛知県の場合は,自県産製材品入荷量が約半分を占め,東京,大阪に比べて集 荷圏が狭く、わが国第 3 位の消費市場とはいえローカル市場的性格が濃い。大阪府の場合は、集荷圏は東京に比べて狭いが、愛知県と異なって自県産製材品入荷量の割合は少なく、しかも、それが外材製材品で支えられている。

つぎに、木材流通の機構を東京都を中心とした首都圏の場合についてみよう。首都圏における木材卸売機構には、付売り、市売り、木材センターの三つがあるが、それらをめぐる木材流通の変ぼうは、経済の高度成長下における人口集中に伴う住宅不足、地価高騰に伴う住宅建築需要の都心部から郊外地への移行、都心部における交通難と首都周辺県における道路網の整備、地方における木材需要の増大などの影響でかなりはげしい。変ぼうのおもなものとして、木材センターの続出、これまで少なかった市売市場への外材製材品の出荷増大、国産材製材品の集荷難などをあげることができる。

これらのうち、木材センターの動向についてみると、37年にはじめて生まれた木材センターは、その後急速に増加し、43年9月現在において32(都区内7、都下5、神奈川9、埼玉7、千葉2、栃木1、群馬1)となっている。その分布はほぼ関東一円に及んでおり、しかも、それぞれ交通の要衝に位置している。ため、木材流通に大きな役割を果たしつつある。

さらに、合板の流通についてみることとする。 合板の販売市場は、普通合板、二次加工 合板ともにほとんどが内需向けとなっており、最近の合板工業は、主として内需の増大によって伸びている。

普通合板のおもな流通経路には、(1) 工場→商社→問屋→小売→需要者、(2) 工場→問屋 →小売→需要者、(3) 工場→需要者の三つがある。二次加工合板の場合には、ほとんどが商社を経由して問屋に流れている(図 II – 7)。

40 年以降における二次加工合板に投入するものも含めた普通合板(ラワン材合板および国産材合板)の内需向け出荷先構成の推移をみると、40 年においては、問屋が 45.9%を占めてもっとも多く、次いで商社が 40.1%であったが、41 年から商社が首位となり、しかも、42 年には 50.5%と過半を占めるに至っている(表 II-9)。商社、問屋の両者の合計では毎年出荷量の 80%以上を占め、第 1 次出荷先としての他産業使用者およびその他の割合は少ない。

以上のように、合板流通の分野においては、商社の急速な進出、そのシェアの増大がめだっている。そのおもな原因は、建築様式の変化、新製品の続出などを背景に、合板が大量生産、大量販売、大量消費という段階にはいり、内需合板市場が量的にも質的にも発展し、金融力、原木輸入などの点から、合板工場と商社との結びつきが強まっているためである。一

方,大規模階層の合板工場では、自社製品の販売組織の強化、すなわち、流通介入にのりだしはじめており、このような傾向は、販売競争がますます激化している二次加工合板まで造る一貫工場の企業においてより強くみられる。

(2) 木材工業

42年における木材工業は、景気の拡大に伴う需要の増大と製品価格の上昇により、各業種とも活況を呈した。

最近における木材工業については、各業種とも、外材依存度を高めつつあること、経済の 国際化に対応して合理化を進めていることなどが特徴としてあげられるが、以下、木材工業 のうち、3 大部門である製材、紙・パルプ、合板工業の動向についてみることとする。

ア 製材工業

現在、製材工業を変ぼうさせつつある最大の原動力は、外材の進出である。外材を用いる工場は、42年に至って、ついに全工場数の過半を占めるに至り、しかも、その増加は、大都市ないし既成大生産地にとどまらず、地方の中小都市・町村にもみられ、全国的規模のものとなっている。また、つぎつぎに登場している木材工業団地は、ほとんどが外材立地を考慮して・主として臨海部に形成されている。以下、そのような状況下にある製材工業の動向についてみよう。

まず、製材工場数および出力数の動向をみると、42年における工場数は2万4863,出力数は92万kwで、前年に比べそれぞれ0.6%、7.6%の増加となっている。しかも、出力階層の上位のものが増加しており、75.0kw以上のものは、38年には5.5%にすぎなかったが、42年には9.0%に増大し、また、1 工場当たりの出力数も37.1kwと、この5年間に12.6%増加している(表II-10)。

また、上位階層を中心として、機械設備の近代化もいぜんとして進行している。高能率、 省力化等を図るため、帯のこ盤では、手押送材車付は自動送材車付にとって代わられ、また、 増加率では、自動ローラー送りテーブル式がもっともめざましい。

このように、製材工業においては、規模の拡大、資本装備の高度化がみられるが、企業数が多く、しかも、そのほとんどが中小企業ないし零細企業であって、原木入手および製品販売の面で過当な競争を行なっている。とくに、北海道においては、この傾向が著しいため、生産設備について規制を行なうとともに、企業構造の改善を図るための事業を行なってい

さらに、製材工業をめぐる新しい動きとして、木材工業団地の造成動向もみのがせない。 林野庁調べ(42年5月現在)によると、計画中のものを含めると、全国の木材工業団地は42団地(平均企業数45)となっており、しかも34道府県に分布している。そのうち、臨海団地は31で大半を占め、太平洋岸ベルト地帯にそった西日本に多い。業種別にみると、製材業がすべての団地において圧倒的に多く、団地内で消費される製材原木の構成比を計画原木消費量が報告された36団地の合計でみると、外材78%、国産材22%となっている。

つぎに、製材工場を原木面からみると、国産材専門工場は、42年においても、いぜんとして減少をつづけているが、使用工場および外材専門工場は、いずれも増加している。すなわち、国産材専門工場の全工場数に占める割合は、38年には68.3%であったが、42年には47.6%に減少している。そのため、国産材専門工場への素材入荷量の素材入荷総量に占める割合も40年から50%を割るに至り、42年には34.0%にすぎない(表II-11)。製材生産の主体は、明らかに併用工場および外材専門工場に移行しつつあるといえるが、それら3者間における1工場当たり素材入荷量の差は著しく、国産材専門工場がもっとも低く、併用工場、外材専門工場となるにつれて大きくなっており、とくに、外材専門工場が著しく大きい(図II-8)。

42年に製材工場に入荷した素材の総入荷量は 5,279万㎡であり, 前年より 8.2%の増加となったものの, 国産材は減少しており, しかも, 対前年の減少率(2.5%)は, 最近 5年間ではもっとも大きい(表 II – 12)。これに対し, 外材は, 前年に比べ 34.2%増と大幅な増加となっており, また, 全体に占める割合は, 前年の 29.4%から 36.4%に高まっている。外材を種類別にみると, 米材がすでに 41年からラワン材の数量を上回るに至っているが, 対前年比でも 42年には 148.5%と急増している。また, 実数でしだいにラワン材に接近しつつあるソ連材も, 対前年比 143.2%と著しく増大している。43年にはいって, 外材はさらに増大しており, 上半期の対前年同期比は 124.7%で, とくに米材の 155.5%が著しい。それに対して, 国産材は 96. 3%と減少している。

ここで、手持ち製材用素材の購入先を 39 年以降についてみると、「立木買い」は、資金の回転がおそく、そのうえ取引単位が素材の場合に比べ相対的に大きいので多額の資金を必要とすることもあって減少をつづけており、42 年には、22.6%を占めるにすぎない。全体のなかでもっとも大きな地位を占める「木材販売業者から」は、実数はもちろん、構成比のうえでも年々増加をつづけており、42 年には 42.7%を占めている(表 II-13)。これは、主として、外材販売業者からの購入量の増加がそのようなシェア増大をもたらしているのである。

さらに、製材品の出荷状況についてみよう。製材品の用途別構成比の変化を 38 年以降についてみると、大宗を占める建築用の漸増、木箱・仕組板、こんぽう用をはじめとして、建築用以外のすべての用途の減少ないし横ばい傾向がみられる(表 I-14)。しかし、実数についてみると、減少傾向をたどっているのは、造船用のみである。建築用は、非木質および木質新建材の進出にもかかわらず増加しており、42 年には前年に比べて 8.5%増となっているが、その材種別構成比の変化をみると、最大の地位を占めるひき角類は横ばい、板類は建築様式の変化、新建材などの影響によって減少傾向、比較的代替品の少ないひき割類は増加している。

イ 紙・パルプ工業

42 年における紙・パルプ工業は、一般経済の景気と歩調を同じくして、生産、出荷ともに上昇をたどり、在庫率は前年を下回った。また、用材供給についてみても、消費量の増加にもかかわらず、入荷量がそれを上回ったため、42 年末の在庫は、過去 10 年間では最高の287 万㎡(対前年同月比 182.5%)に著増し、パルプ用材の需給は最近になく緩和している。一方、40 年に結ばれた不況カルテルは、外装ライナーを最後として、42 年 3 月に全廃するに至っており、また、日本銀行調べの「紙・パルプ同製品」の卸売物価指数(40 年 = 100)によって価格の動向をみると、41 年 101.5、42 年 103.3 と上昇している。

つぎに、42年のパルプ用材消費量について、通産省「紙・パルプ統計」によってみると、製紙パルプ、溶解パルプともに増産された結果、前年に比べ 9.6%増の 2,026 万㎡となったが、これは、低質広葉樹原木および木材チップ、くず材の増加に負うもので、針葉樹原木は減少している(表 II-15)。

木材チップの伸びをもたらした要因としては、パルプ工業の原料消費の合理化とあいまって、製材工業が採算向上のため廃材利用を進めたことなどがあげられるが、ここで、その 生産状況についてみよう。

42 年末現在の木材チップ工場数は、全国で 6,981 工場の多数にのぼり、しかも、42 年には 523 工場の増加をみた。その経営形態をみると、専門工場は少なく、84.5%という圧倒的 なものが製材工場と兼業であり、経営規模は小規模のものがほとんどである。42 年の生産量は 1,102 万㎡(対前年比 114.3%)で、この生産量の 47.2%は製材工場などからの工場廃材によるものであり、また、用途は、一部が繊維板用に向けられるほかはすべてパルプ用である。

外国産木材チップの輸入は、38年にはじめて米材産地から行なわれ、40年から本格化し、42年には139万㎡となっている。その数量は、通産省「紙・パルプ統計」によると、42年分パルプ工場における木材チップ消費量の12.0%(41年は5.2%)に当たっている。

このような輸入依存傾向は、丸太および木材チップのみでなく、中間原料であるパルプについてもみられる。通産省「紙・パルプ統計」によって国内パルプ生産量に対する輸入パルプの割合をみると、漸増傾向にあり、42年には11.6%となっている(表 II-16)。

また、紙も輸入されているが僅少であり、42年についてみると、新聞用紙がほとんどで、わが国の紙生産量の 0. 7%に当たる 6 万トン(対前年比 215.1%)にすぎない。しかし、アメリカとカナダの生産量は、紙、パルプともに、それぞれ世界の第 1 位および第 2 位を占めており、しかも、現在、カナダ(ブリティッシュ・コロンビア州)において大規模な紙・パルプ生産設備の新・増設が進行しており、その動向は、今後のわが国の紙・パルプ工業にとって注目されるが、一方では、そのカナダに日本のパルプ会社が資本輸出を強化しはじめている。

以上のような国際環境のもとにあって、紙・パルプ工業に対する資本自由化に対処して、とくに、アメリカ、カナダに対する国際競争力の増強(設備の大型化、海外木材資源の確保、販売競争激化への対処等)を旗印とし、紙・パルプ工業の産業体制再編成問題が生じている。これまでも企業の体質改善のほか、企業間で原木購入、製品販売等の業務提携が行なわれてきたが、さらに一歩進んで、43年にはいって一部ではすでに企業の合併が実現している。これらの動きは、40年以降実施している設備調整の期限が44年度で切れるため、それ以降の体制をどのようにするかという問題ともからんでおり、わが国の紙・パルプ工業は、国内的にもまた国際的にみても問題がきわめて多い現状にある。

ウ 合板工業

技術の発展と近代化投資によって、わが国の合板工業は、大規模階層においては、その体質が一変するに至っている。そして需要面では、主として内需の増大に支えられて生産が伸び、合板生産量は、38年以降アメリカに次ぐ世界第2位の地位にある。

42 年末現在の合単板工場数は 582 で、前年より 58 工場増加している。また、増設も行なわれ、大型化の傾向がめだっている。43 年中もかなりの新・増設が見込まれており、しかも大手の新設工場の多くは、厚物ないし二次加工合板の生産を目標としているという特徴がみられる。これは、コンクリート型枠、外装、床張りなどに用いる合板需要が増大していることを背景として、製品転換が進行しているためである。具体的にいえば、(1) 薄物か

ら厚物へ, (2) 3 類合板から 1, 2 類合板へ, (3) 化粧張り, プリント, 合成樹脂オーバーレイといった二次加工合板の多様化などが推し進められているが, これらの新設工場は、原木輸入, 地価労働力確保等の諸点からして, 大消費地中心の既成立地を避けて, 東北, 北陸, 九州等刀地方都市へ分散する傾向が強い。

しかし、以上のような動向がみられるものの、全国的な工場規模からみれば小規模のものが多く農林省「木材生産需給調査」によると、従業員50人未満のものが約半分を占めており、300人以上の大企業はわずか数%にすぎない。また、1工場当たりの平均生産量をアジアの近隣諸国と比較すると、戦前から発達しているにもかかわらず、韓国、台湾、フィリピンのいずれよりも劣っている。

つぎに、合板用素材入荷量についてみると、年々増加しており、42年には742万㎡で前年に比べて18.7%の増となった。これを外材、国産材別にみると、外材比率が毎年高まっており、42年には90.7%という圧倒的な割合を占めるに至っている(表 II-17)。

さらに、普通合板の販売市場についても種々の変化がみられる。第1には、輸出用の割合の減少があげられる。第2には、二次加工合板用への投入量増大があげられ、その普通合板出荷量に占める割合は、41年以降30%を上回るに至っている(表II-18)。

このような普通合板は、ベニアコア合板と特殊コア合板とにわかれるが、そのほとんどを 占めるベニアコア合板において、コンクリート型枠などの新しい合板消費分野の開発に対 応して、耐湿性の3類の減少、完全耐水性の1類および耐水性の2類の増加という、製品 の高度化が進行している(表 II – 19)。

以上のような動向下で行なわれている合板生産は、43年にはいっても、普通合板、二次加工合板ともに、42年をさらに上回る高水準でつづけられており、43年上半期には、前年同期に比べてそれぞれ16.7%増、19.1%増と伸びている。

なお、合板の用途は、技術の進歩などによってますます多様化しつつあるが、その消費状況を商社および問屋の他産業者向けの販売額構成からみると、普通合板、二次加工合板ともに土木建築用がもっとも多く、次いで家具用、建具用の順となっている(表 II – 20)。

3 木材価格の動向

(1) 木材価格の概況

昭和 42 年において、木材価格は大幅な上昇をみせたが、その要因を需給面からみると、 次のようである。

42年の建築着工面積は、前年に比べ 25.2%増加したが、その伸び率は、35年以降の平均伸び率の 2 倍にも達するものであった。このような建築着工面積の増大が木材需要増大の最大の要因となって、42年の用材需要量は、前年に比べ 11.8%伸び、35年以降でみても最高の伸び率であった。これに対する木材供給は、国産材生産が針葉樹森林資源の構成から当面その伐採量を増大させることが困難なことなどから停滞し、一方、外材の輸入が増大し、外材は用材供給量の 38.6%を占めるに至っているが、国産材に対する需要は根強く、その結果、国産材における需給の不均衡がめだち、これが木材価格の大幅な上昇の要因となった。さらに、人件費や輸送費の高騰、外材の産地買付価格の上昇なども木材価格の上昇に影響を与えている。

すなわち、木材価格は、41 年から経済の拡大傾向に歩調をあわせて上昇しはじめ、42 年には、日本銀行卸売物価指数(40 年=100)によると、「木材・同製品」は前年に比べ 11.8% の上昇をみせた。しかし、43 年にはいってからは、外材在荷量の増大などもあって落着きをみせている(表 II-21)。以下、製材品および素材価格について、今回の比較的長期にわたる上昇過程でみせた特徴的な傾向とその要因についてみよう。

(2) 製材品および素材価格

製材品の価格は、41 年の上昇過程においては、ひき角類、ひき割類、板類ともほとんど同じように上昇したが、42 年には、ひき角類の上昇がめだっているので、まず、ひき角類の価格についてみよう。

ひき角類の価格上昇が著しいのは、国産材ひき角類の価格上昇によるものであるが、なかでも、ヒノキの高騰は顕著であった。これに対して、スギも上昇はしたものの、ヒノキほどではなく、スギとヒノキの価格格差は拡大傾向を強めた。これらの点が 42 年におけるひき角類価格の特徴的な動向であった。

この要因としては、次の諸点があげられる。すなわち、42年のヒノキ正角価格が前年に比べて30.1%という高い上昇率をみせたのは、ヒノキの需要増大にもかかわらず、国産材の生産量が素材で前年よりも5.2%減少したこと、ヒノキに対する伝統的なし好が根強く残っていることなどが大きな要因となったといえよう(表 II-22)。

一方,42年におけるスギの素材生産量が,前年よりも6.1%減とヒノキ以上の減少をみた

にもかかわらず、42年のスギ正角価格の上昇率が前年に比べ17.8%とヒノキ以下にとどまったのは、スギのおもな代替材である米ツガの輸入量の増大によるものとみられる。米ツガの輸入量は、前年に比べ47.9%増と著しく増加しているが、これは、スギの素材生産量の約4割に当たっている。

しかし、米ツガの輸入量の増大は、スギ正角価格をヒノキほど高騰させなかったものの、42年の価格上昇過程では、スギは代替関係にある米ツガとの価格格差を拡大している。41年上半期までは、スギと米ツガとの間には、絶対額では格差があるものの、両者の価格の動きにはほとんど差異がみられなかった。しかし、41年下半期の上昇期からは漸次格差が拡大し、42年には前年に比べ米ツガが8.4%の上昇であったのに対し、スギの上昇率は17.8%となった。

このように、ひき角類におけるスギと米ツガとの価格格差が拡大した要因としては、スギについては、その需給の不均衡が大きな要因としてあげられる。すなわち、最近における所得水準の向上等は、持家建築を増加させているが、非木造建築に比べて木造建築は安価であること、持家を建築する場合には国産材に対する伝統的なし好がかなりみられることなどから国産材に対する需要が強い。それにもかかわらず、ひき角類に適しているスギの生産量は減少しており、この需給の不均衡がスギのひき角類価格を米ツガひき角類以上に上昇させているのである。他方、米ツガについては、スギに比べて価格が安いこと、入手が容易であること等を大きな理由として需要が増大している、このような需要の増大にもかかわらず、42年から43年にかけての米材の在荷量が増加傾向にあったこと、専用船の就航により輸送力が著しく増大したことなど米ツガの供給事情もあって、米ツガ価格は国産材の価格上昇の影響を受けつつも、その上昇率はスギよりも低位にとどまった。

つぎに、板類、ひき割類の価格についてみよう。

板類、ひき割類価格が、42 年の価格上昇過程でひき角類ほどの高い上昇をみせなかったのは、国産材と外材との代替関係がひき角類の場合よりも比較的強いことなどによるものといえる。たとえば、42 年の一年間において、スギ正角が 26%の上昇をみせたのに対し、スギの平割は 7%の上昇にとどまっている。一方、スギ平割と代替関係にあるエゾマツ平割は、スギ平割とほとんど同じ傾向で上昇している。このことは、ひき割類のスギとエゾマツとは、ひき角類の場合のスギと米ツガよりも、価格の変動に対して代替が円滑に行なわれていることを示すものである(図 II-9, IO)。

さらに、素材価格についてみると、42年には前年に比べ国産材は19.5%、外材は9.2%上昇し、両者の価格格差は前年よりさらに大きく開いた。これは、製材品の市場価格の反映が

大きな要因となっているためではあるが、それに加えて、国産材と外材とでは、素材の供給事情の相違が影響していると考えられる。すなわち、外材は、資本力に富んだ商社を通じて大型輸送船によって大量に供給されているので、木材需要の増大に対して弾力的に対応し得たが、国産材の場合は、資源的制約のほか、小規模多数の山林所有など供給構造の特殊性から、需要の増大に十分に対応し得ず、結果として、国産材素材の価格上昇を相対的に大きなものとしている。

国産材素材の価格上昇は、そのまま立木価格に反映している。日本不動産研究所の資料によって、山元立木価格の動向をみると、41 年以降上昇に転じている立木価格は、45 年 3 月の時点でみてもひきつづき上昇をみせ、前年同月に比べてスギ 12.7%、ヒノキ 21.8%、マツ 10.5%となっており、とくに、ヒノキの上昇率は、製材品や素材の場合にみられたのと同じように、他の樹種に比べ大きなものとなっている(図 II-11)。

(3) パルプ材価格

パルプ材価格の動きを林野庁調査により北海道、岩手県、愛媛県、鹿児島県(木材チップは宮崎県)の 4 地域についてみると、同一地域における針葉樹丸太と広葉樹丸太の価格の動きは、41 年の場合は 40 年に比べ、愛媛を除いてどの地域もほぼ同じ傾向で、しかも、あまり大きな変化をみせていなかったのに対し、42 年の対前年比は、41 年のそれよりそれぞれ大きいばかりでなく、各地域とも広葉樹の上昇率が針葉樹の上昇率よりもめだって大きい(表 II-23)。42 年中のパルプ材の在庫率は上昇傾向をたどり、42 年下半期には針葉樹は 3ヵ月分前後に、また広葉樹は 2ヵ月分をこえ、前年同期に比べると著しく増加している。それにもかかわらず、価格の上昇率が 41 年の場合よりも高いのは、パルプ会社の買付量が増大したことなどによる影響が少なくなかったものといえよう。木材チップも、丸太の場合と同様に、針葉樹、広葉樹とも在庫率の上昇は著しい。価格は北海道を除き上昇しているが、その価格の動きは一様でない。これは、需要者であるパルプ工場と供給者であるチップ工場とは、ほとんどが系列化されているので、価格の動向も、その地域のチップ生産量と両者の関係とに左右されることが大きいためであろう(表 II-24)。

4 薪炭および特殊林産物需給の動向

(1) 薪炭の需給

薪炭の需要は、燈油、都市ガス、プロパンガス等の化学燃料の普及に伴う燃料消費構造の変化により急速に減退している。ちなみに、木炭消費量の過半を占める家庭燃料用木炭の消費の動向を、総理府「家計調査」によって、全国1世帯当たりの年間燃料品目別支出金額で

みると、42 年には前年に比べて、燈油、都市ガス、プロパンガスがそれぞれ増加しているのに対し、木炭は10.9%の減少を示している(表II-25)。

このような需要の減退に加え、労働力の不足もあって、薪炭生産量は、毎年減少の一途をたどっている。42年の薪炭生産量をみると、木炭の場合は45万トンであり、前年に比べて12.9%の減少、薪は、普通薪で9,100万束、しば薪で833万束であり、前年に比べてそれぞれ17.3%、23.6%の減少を示している(表 II-26)。

なお、製炭世帯数の動向をみると、42 年 12 月中の総か働製炭世帯数は 4 万 9000 戸で前年同月に比べ 1 割以上の減少となっている。

つぎに、木炭価格の動向についてみると、42 年年初には前年末の産販両地における過少在庫、寒波の影響などによる地元需要の増加により急激な値上がりをみせ、以後も品うすに支えられ高水準を保った。43 年にはいって、1 月にはやや上昇しているが、それ以降、産販両地の需要の減少により若干値下がりし、そのまま低需要期をむかえ横ばいに推移している(表 II-27)。

(2) 特殊林産物の需給

近年、特殊林産物の需給構造は、代替品の進出、輸入品の増大、国民の食生活の向上と多様化等の影響をうけ大きく変化してきている。すなわち、しいたけ、なめこ等は、国内需要が年々高まっており、さらに、しいたけについては、海外需要が好調に推移していることもあって、需給規模も大きく拡大しているが、食用以外の特殊林産物は、代替品の進出などにより、まつやにを除けば、伸びなやみまたは縮小傾向にある。このようなすう勢のなかで、おもな品目の42年の動向についてみると、まつやには工業用として需要は増加しているにもかかわらず、ほとんどアメリカ、中国等からの安価な輸入品でまかなわれており、その輸入量は6万5000トンと前年に比べ22.4%の増加をみた。あべまき樹皮は資源の減少もさることながら、合成樹脂製断熱材が進出してきたため、その需要は減退し、生産量も217トンと前年に比べ52.9%の減となった。あぶらぎりもまた資源の減少を一層強め、生産量も20トンで前年より74.0%減となり、ほとんど輸入品でまかなわれている。うるしの生産量も、資源の減少によって、前年より18.8%減少しているが、輸入量は378トンでほとんど前年と変わらず、需要は低水準であるが安定している。

一方,しいたけは,需要の増大と価格の堅調に刺激され,また,山村,農山村においては, 製薪炭にかわる重要な現金収入源となりつつあり,栽培者の増加や生産施設の拡充等に伴い,生産量は年々増大している。42年の乾しいたけ生産は,夏から秋にかけての干ばつで 不作が予想されたが、5,846トンの生産量となり、前年に比べ 16.8%の増加をみた。乾しいたけの生産は全国的に行なわれているが、とくに大分、宮崎、熊本、静岡の産地はひきつづき大生産県としての地位を保ち、この 4 県だけで 42 年における全国生産量の 64.6%を占めている。また、経済地帯別に生産量の割合をみると、山村地帯が 54.2%、農山村地帯が 37.2%を占めている。生しいたけは、京浜、中京、京阪神などの大消費地をひかえた地域が主要生産地として形成されており、これらの地域の生産はひきつづき増加の一途にあるが、最近では地方都市、地元消費もふえてきており、乾しいたけ以上に生産の伸びが著しい。 42 年の生産量をみると、2 万 5898トンで前年に比べ 23.4%の増加となった(表 II-28)。

また,乾しいたけの輸出状況をみると,42年には総輸出量1,259トンで前年に比べ40.4%伸びている。輸出先は,ほとんど世界各国にわたっているが,主要な相手先は東南アジア地域であり,そのうち,香港向けがもっとも多く全体の52%を占めている。

一方、乾しいたけの価格についてみると、42 年には国内価格、輸出価格とも前年にひきつづき高値で推移した(図 II-12)。なお、43 年にはいってからの国内価格は、 $1\sim3$ 月は前年末の価格で横ばいであったが、4 月にはいると、春子の順調な収穫により漸落傾向を示しはじめた。

生しいたけは、生鮮食料品として、野菜類と同じ経路で消費者に供給されており、生産の増加につれ、中央卸売市場での取扱量もふえている。42年における6大都市中央卸売市場(東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸)への入荷状況をみると、総入荷量が1万981トンで前年に比べ26.2%の増加となっている。また、生しいたけの価格を6大都市中央卸売市場総入荷価格の平均でみると、1kg当たり367円であり、前年に比べてやや上昇している。

つぎに、なめこについてみると、42年の生産量は、3,352トンで前年に比べて 43.9%の大幅な増加を示した。このように急激に増加した理由は、消費者層の拡大による需要の増加もさることながら、最近、生産技術の改良により、おがくずによる人工栽培が急激に普及してきたためである。なめこのおもな生産地域は、東北、関東、北陸であるが、そのうち、東北が全国生産量の過半を占めている。なめこは、大部分がかん詰用に用いられるが、そのほか生なめことしても出荷されている。

ここで、42年の東京中央卸売市場における生なめこの入荷量と価格についてみると、入荷量は687トンで前年の2倍をこえており、また、その価格を入荷価格の平均でみると、1kg当たり571円で前年に比べ18%低下している。

III 林業生産の動向

1 森林資源の開発

(1) 森林資源の現状

わが国の森林資源は、面積では 2,521 万 ha、蓄積では 18 億 9000 万㎡である。林種別の内訳は、人工林が面積比率で 32.3%、蓄積比率で 29.6%、天然林が面積比率で 60.6%、蓄積比率で 70.1%、無立木地その他が面積比率で 7.1%、蓄積比率で 0.3%となっている。なお、国有林、民有林別にみると、人工林率は、国有林が 21.0%、民有林が 37.7%で国有林が民有林より低く、1ha 当たりの蓄積は、国有林が 112.4 ㎡で民有林のそれの約 2 倍となっている(表 1III -1)。

人工林率において、国有林が民有林より低いのは、国有林の分布が、民有林に比べ、寒冷で積雪が多く人工造林が比較的困難な北海道、東北、北陸地域に偏在していること、標高1,000m以上の森林の占める面積割合が、国有林は約2割で、民有林のそれの約3倍となっていることなどが影響している。また、国有林の1ha当たり蓄積が民有林より大きいのは、国有林の多くが、奥地に所在し、老齢過熟林の割合が大きいためである。

つぎに、森林面積の齢級別構成をみると、人工林については、戦後に植栽された 20 年生以下のものが全人工林面積の 76%とその大半を占め、21~40 年生のものが 15%、41 年生以上のものは 9%にすぎない。天然林については、20 年生以下のものが全天然林面積の 40%、21~60 年生のものが 27%、61 年生以上のものが 33%となっている(表 III-2)。これを国有林、民有林別にみると、人工林については、国有林、民有林ともに利用期にほど遠い幼齢林が多く、主伐しうる森林が少ないという特徴を有し、齢級構成はきわめてかたよっている。天然林については、国有林は老齢林、民有林は幼齢林の占める割合が大きく、その構成内容は極端に相違している。その理由としては、国有林は、択伐的取扱いを要する天然林、施業対象外林地などの面積が全面積の 46%を占めていることのほか、奥地山岳地帯にあるため、木材の搬出が困難であることなどがあげられる。一方、民有林については、その多くが、いわゆる里山地帯に位置し、従来、薪炭林を主とした短伐期施業が行なわれていたことも影響している。

さらに、樹種別の蓄積をみると、総蓄積に対し針葉樹と広葉樹とが折半しているが、国有林では針葉樹 43%、広葉樹 57%と広葉樹の割合が大きく、民有林ではその逆となっている。また、民有林では、スギ、マツ、ヒノキの占める割合が高いのに対し、国有林ではブナ、トドマツ、エゾマツの占める割合が大きい(表 III-3)。

ここで、全国森林計画の進ちょく状況をみることとする。全国森林計画は、森林に関する全国的視野にたった政策の一般的目標や森林施業上の目標事項を内容としており、5年ごとに 10 ヵ年(43年の森林法の改正により、現在は 15 ヵ年)を対象に策定されることになっている。したがって、全期間終了後でなければ、その計画量と実行量との正確な対比はできないが、ここでは、計画量を毎年均等と仮定して対比することとした。

第1回全国森林計画は、38年度を初年度とする10カ年を対象に策定され、41年5月に一部変更が行なわれたが、この第1回全国森林計画の実施後5カ年を経過した時点で計画に対する実行状況をみると、伐採は92%(国有林101%、民有林89%)、造林は87%(国有林102%、民有林84%)、林道は62%(国有林81%、民有林55%)となっており、伐採、造林については、国有林は計画以上の進行を示しているが、民有林は計画を下回っている。また、林道については、実行計画そのものが年々増加するようにたてられているので即断しえないが、計画よりおくれている状況にある(表III-4)。

(2) 林道の開設

林道の開設は、奥地林開発の促進、集約採材等の資源利用の高度化による国内供給能力の 増大のほか、就業条件の改善や造林費の節減などによる林業所得の向上および地域社会の 振興等多くの役割をになっている。

林道の開設状況についてみると、43 年 3 月末現在の総延長は、7 万 5530km で前年に比べ 4.1%増加している。また、38 年と比較すれば、総延長は 19.6%の増となっており、これを林道種類別にみると、もっとも主要な自動車道は 30.9%増加しているが、車道および森林鉄道は、自動車道への切替えもしくは廃止などにより、それぞれ 4.7%、72.0%減少している(表 III-5)。

なお、38 年以降の民有林自動車道の地域別の推移をみると、北海道、東北・北陸地域の伸び率が高く、これらの地域の林業生産が概して他地域に比べ活発化している一つの理由と考えられる(図 III-1)。

つぎに、道路からの距離が 1,500m 以上である森林の割合をみると、逐年、林道の整備が図られつつあるとはいえ、いまだに面積で 33%、蓄積で 43%を占めており、きわめて不十分な現状にある。これを国有林、民有林別にみると、国有林では、面積で 58%、蓄積で 60%と過半を占めているが、林種別には、人工林では面積で 32%、蓄積で 34%となっているのに対し、天然林では面積、蓄積ともに 64%と多く、しかも、林道からの距離が 3,000m 以上の森林が面積で 43%を占めている。一方、民有林では、道路からの距離が 1,500m 以上であ

る森林の割合は面積で21%,蓄積で25%と国有林よりも低く,また,民有林の天然林には薪炭林が多いので,人工林と天然林の開発状況にそれほどの差がない(表III-6)。

2 育林生産の動向

(1) 造林の動向

近年における育林生産の動向を人工造林面積の推移でみると、36 年度をピークとして毎年減少をつづけており、42 年度においても前年度に比べて 1.8%減少し 36 万 1900ha となった(図 III - 2)。しかし、これを国有林、民有林別にみると、42 年度の造林は、従来の基調とやや趣を異にしている。すなわち、国有林の人工造林面積は、37 年度以降年々増加しつづけていたが、42 年度には前年度より 5.4%減少して 8 万 9300ha となっている。一方、民有林の人工造林面積は、40 年度以降毎年度 5%前後の減少をつづけてきたが、42 年度には 27 万 2600ha で前年度に比べて 0.6%の減少にとどまった。これを再造林、拡大造林別にみると、国有林では前年度に比べ両方とも減少しているのに対して、民有林では再造林はいぜんとして減少しているが、拡大造林は前年度を 4.7%上回り増加に転じた。民有林において再造林が減退しているのは、人工林皆伐面積の減少などが影響しているものと考えられる。

つぎに、最近 5 カ年間の民有林の拡大造林について、私営、公営(地方公共団体、造林 (林業)公社、森林開発公団の行なう造林)別にその実績をみると、42 年度の私営による拡大造林面積は、38 年度に比べて 10.3%減少しているが、公営による拡大造林面積は 14.5%増加しており、民有林の拡大造林に占めるシェアも 38 年度の 24.5%から 42 年度には 29.3%に増加し、公営造林が民有林の拡大造林の推進に果たす役割が大きくなりつつあることを示している(図 III-3)。

また、公営による拡大造林の動向を施行主体別にみると、都道府県および市町村の行なう拡大造林は、38年度以降減少傾向にあるが、造林公社と森林開発公団による造林はともに増加しており、とくに、公社造林の伸びが顕著である。造林公社は、43年12月末現在で30府県32公社に達し、造林面積も42年度には1万500haとなり、前年度に比べて68.1%増の大幅な伸び率を示し、42年度末の累計面積は2万7000haとなった。公社造林は、まだ面積的にはそれほど大きなウェイトを有していないが、42年度からはじまった団地造林事業とあいまって、人工林化のおくれている低質広葉樹林地帯における造林の推進に今後も大きく寄与するものとして期待されている。また、水源かん養保安林および同予定地を対象として行なわれている森林開発公団による造林は、36年度に発足して以来漸増傾向を示しており、42年度には2万2000haとなったが、前年度に比べて2.9%増にとどまった(表III

なお、森林組合による受託造林が全国的に伸長し、その面積が、41 年度には 37 年度の約2 倍に当たる 4万 3300ha になっていることが注目される。

さらに、主要樹種別の人工造林面積について、38 年度以降の推移をみると、スギ、マツ類、カラマツはいずれも減少しているが、とくにマツ類およびカラマツの減少率がめだっている (表 III-8)。ヒノキは、他の樹種が減少しているなかにあって増加しているが、これは、最近におけるヒノキ材価格の高騰などが影響しているものと考えられる。

以上のように、42 年度における民有林の人工造林面積は、全体的には前年度の水準を下回ったが、40 年度以降減少をつづけていた拡大造林面積は、わずかながらも前年度を上回った。これは、42 年度から開始された団地造林事業や、41 年度からの北海道における冷害備林造成事業等の諸施策によるところが大きいと考えられる。しかしながら、農山村人口の流出に伴う労働力の不足、低質広葉樹の伐採収入の造林費に比べての低位性あるいは地域によっての販売の困難化、造林対象地の奥地化等拡大造林をとりまく諸条件は今後一段ときびしくなるものと考えられ、その推進のためには、今後とも積極的な施策を講ずる必要がある。

ここで、最近における育林技術の動向をみると、育林技術の開発は、森林生産力の増大と 労働生産性の向上を図ることを目的として進められている。

まず、森林生産力の増大に関する技術についてみると、林地肥培は、その研究成果とともに肥培管理技術も進歩し、最近では省力化の観点から、幼齢木の成長を促進し、下刈り回数を減少させることに重点がおかれるようになってきている。さらに、間伐収入の増加と間伐後のうつ閉促進および主伐収穫量を増大させるための成木施肥も一部実施されるなど、林地肥培は逐次普及し、実行面積も年々増加している。すなわち、42年度には前年度より8.0%増に当たる7万2400ha(対40年度比126.8%)に肥培が実施されている(表III-9)。

また、苗木の活着を確実にし、初期の成長を促進させ、あわせて保育労働の節減をねらいとして、植栽技術の工夫が図られている。その方法として、耕うん植栽を実行するほか、苗木の植栽適期を拡大し、造林事業における労働力が季節的に集中するのを緩和させることをねらいとして、ポット植栽についての試験が行なわれつつある。

つぎに、労働生産性の向上に関する技術としては、刈払機の急速な普及と除草剤の使用が あげられる。刈払機は、最近、急速に普及しており、43年3月末における国有林、民有林 の合計では約6万台となったが、これを40年の普及台数に比較すると164.9%に相当している。除草剤は、地ごしらえと下刈り作業に使用されているが、とくに、育林労働のうち大きな比重を占める下刈り作業では、短期間に労働力を集中しなければならないので、最近の労働力不足の事情を反映して除草剤の導入が進んでいる。

(2) 苗木生産の動向

苗畑面積は、39年の9,781haをピークとして減少傾向をつづけているが、42年8月1日 現在における苗畑面積は8,190haであり、前年に比べて3.1%の減少(対40年比90.7%)を示した(図 III-4)。これを経営形態別にみると、国営および公営の苗畑面積は減少しているが、苗畑面積の約7割を占める私営苗畑はほぼ前年の水準にとどまっている。なお、私営苗畑については、零細な自家用生産者の苗畑面積が減少しているが、1,000㎡以上の一般生産者においては、苗畑の協業による集中化と施設整備の充実による生産態勢の改善により、質、量の両面で合理的な生産を図る傾向が認められる。

つぎに、苗木の生産量(山行苗木の本数)をみると、42年度は 14億 5000 万本で、前年度に比べて 9,000 万本減少している(表 III-10)。これを国営、民営別にみると、両者とも前年度に比べてそれぞれ 5.9%減少しているが、国営では、ヒノキやマツ類の減少がとくに大きく、また、民営ではスギ、マツ類の減少がめだっている。

このように、42 年度の苗木生産量は、全般的に減少しているが、この原因は、前述したように、ここ数年来人工造林面積が減少していること、従来とかく過剰生産気味であったものが、近年、労働力不足や賃金の上昇などに対応した経営の改善や、行政指導によって計画生産が行なわれるようになったこと、さらには、42 年における北海道を除く全国的な干害による被害の影響などがあげられる。

また、42 年度における樹種別構成比をみると、スギ 38.6%、ヒノキ 21.8%、マツ類 18.0%、カラマツ 9.4%となっており、生産量がピークであった 37 年度に比べマツ類とカラマツの比重が低下し、ヒノキの比重が高くなっている。

さらに、主要樹種の山行苗木価格の動向をみると、スギ、ヒノキ、マツ類は、前年に比べて 10~15%程度の上昇となっている。しかし、カラマツの価格は比較的安定しており、これは、39年に種子が豊作であったため、種子の在庫が多く需要に即応できる態勢にあることによるものである。

民営苗畑の経営規模の状況を林野庁調べによってみると、経営者数では 1,000 ㎡未満が

79%, 1,000~5,000 ㎡は 15%であり、これら小規模階層で全経営者数の 94%を占めているが、一方、それらの経営面積は全体の 39%を占めているにすぎない (表 III-11)。

民営苗畑の経営は、農業等の副業として経営されているものが多いため、全体的には、まだ零細規模のものが多く、機械の導入等経営の合理化が進みにくく、また、苗木生産上もっとも必要とされる産地系統の確認や優良品質種苗の確保がしにくい状況にある。このため、苗木生産に必要な種子やさし穂等の採取源の整備および優良種苗の系統管理等を行ない、それらの生産と使用の促進を図ることが要請されている。

ここで、苗木の品種改良および育苗技術についてみると、品種改良等による森林資源の増強を目的として32年に林木育種事業が始められたが、現在は主要造林樹種の精英樹を選抜し、それらのクローンによる採種園、採穂園の造成を実施している段階にある。また、交配および放射線による人為突然変異の活用等による新品種創成についての研究や異郷土樹種の導入による現地適用試験も行なわれている。

育苗技術については、造林の成果を確保しうる健苗育成のため、苗木の生理の解明とともに、合理的な作業方法についての開発改善が行なわれており、また、優良母樹の結実促進と採種量増大のための技術的研究もかなり進んでいる。さらに、苗畑作業の省力技術の開発もあわせて進められており、育苗期間の短縮を図るために、播種、床替え、根切り、病虫害防除等について、効率的かつ省力的な改善が加えられている。

(3) 被害の動向

育林生産を阻害するものとして森林被害の及ぼす影響は大きい。まず、気象災害をみると、41年は比較的気象災害の少ない年であったが、42年は年初 $1\sim3$ 月に北海道、東北に凍害が発生し、さらに、 $6\sim10$ 月の長期にわたる全国的な異常乾燥により、前半は北陸を中心として、後半は西日本全域に干害が発生した(表 III-12)。この干害は、北陸、東山、近畿、中国、九州に及ぶ広範なものであり、過去に例をみない大規模なもので、また、被害は林木のみならず苗畑にも及び苗木の需給に影響を与えている。なお、8月には新潟県にかなりの水害が発生し、さらに、43年にはいって2月には、関東の一部北陸、近畿、四国、九州にわたって異常降雪による災害が発生した。

42年の気象災害の齢級別面積(民有人工林)をみると、1~5年生のものが大部分を占めており、近年における災害状況とは著しく相違している(図 III-5)。これは、42年の気象災害のうち干害が過半を占めており、若い林分に与える被害が大きかったためと考えられる。このように、42年から43年当初にかけて比較的規模の大きい気象災害がつづいたが、

森林国営保険等への加入率が低く,災害に対する補てんは必ずしも十分に行なわれていない状況にある。

つぎに、火入れ、たき火、たばこ等が原因となって起こる森林火災による被害についてみると、42年には、件数は比較的多かったが、被害面積はおおむね例年なみであった(表 III -13)。

さらに、森林病害虫等による被害をみると、松くい虫による被害は、近年、漸増傾向を示しているが、42 年度においては、その被害材積が前年度より 9.4%の増となった。これは、異常乾燥により、九州において松くい虫による被害量が前年度に比べ国有林 17.5%、民有林 16.2%とそれぞれ著増したことによるものであって、その他の地域における被害は、若干ではあるが減少を示している。松くい虫以外の病害虫等については、まいまいがおよびからまった枯病による被害が、空中散布事業の進展、防除薬剤の進歩等によって減少したが、すぎはだにおよび野ねずみによる被害は、ひきつづき増加傾向を示している(図 III-6)。

森林被害に対する防除技術については,(1)病害虫等防除のための空中散布方法の進歩とこの事業の拡大,害虫に対する天敵病源微生物の検索および応用試験,防除薬剤の開発,防除作業の機械化,(2)機械力による防火線の開発,(3)気象災害のメカニズム解明,被害を受けやすい地点における更新方法の研究,抵抗性品種の育成等の面で,いくつかの技術的進歩がみられた。また,病害虫防除組織体制も漸次整備されつつあるため,防除事業は効率的に実施されるようになったが,農山村労働人口の減少,労賃の上昇等が森林所有者の防除能力に影響をもたらしている点も認められる。

3 素材生産の動向

(1) 素材生産の概況

近年における木材需要量はめざましい伸びを示しているが、これに対して、国内の素材生産量は、おおむね横ばいとなっており、42年には前年より 1.5%増である 5,181 万㎡(対 40年比 104.6%)にとどまった。しかも、その内容をみると、針葉樹材の生産量は、いぜんとして減少をつづけており、生産量の増加は、すべて広葉樹材生産の伸びによるものであるすなわち、針葉樹材は前年に対し 4.6%の減少で、37年以降生産量が年々減少を示しているのに対し、広葉樹材の生産量は、前年に比べ 14.9%増と前年にひきつづき大幅な増加となった(図 III-7)。

また、これを所有山林形態別にみると、国有林では40年まで生産量が毎年増加をつづけ

ていたが、41 年からは減少に転じ、42 年には 1,418 万㎡と前年より 7.4%の減少(対 40 年比 89.7%)となった。公有林の生産量も 41 年以降減少しており、42 年分生産量は 280 万㎡で前年に比べて 16.4%減少(対 40 年比 77.9%)した。

一方、私有林の生産量は、42 年には針葉樹材が前年に比べて 1.2%減少しているが、広葉樹材が 28.9%と大幅に増加したことによって、総生産量では前年の 7.6%増に当たる 3,484万㎡ (対 40 年比 115.6%) となり、わが国生産量の 67.2%を占めるに至った。しかしながら、これを 40 年の生産量に比べると、広葉樹材は 50.2%増と著しく生産量が伸びているが、針葉樹材は 2.9%の増加にとどまっている。

木材価格が上昇し、需要量が大幅に伸びているにもかかわらず、針葉樹の素材生産量が減少ないし停滞しているのは、わが国の森林資源、とくに人工林の齢級構成からみて、現在伐採できる資源量が少ないことのほか、さらに、民有林については、労働力の不足に伴う伐採跡地の更新の困難化等も影響していると考えられる。

つぎに、素材生産における機械化の現状についてみることにする。機械の導入状況を国有林、民有林別にみると、国有林においては、各機械とも従来から相当数導入され、現在は、もっぱら機械効率の向上と高性能機種への統合、さらに、各種作業機械の自走化が進められている。チェンソーについては、ここ数年来ほぼ 5,000 台程度で所有台数には大きな変化がみられないが、集材機については、伐出方法の改善に伴って小型集材機は減少しており、大型集材機は横ばいで推移している。一方、国有林に比べて機械化がおくれていた民有林においては、労働力不足等を反映して、機械の所有台数は、最近めざましい伸びを示しており、43年には 40年に比べてチェンソー81.3%増、小型集材機 27.4%増、大型集材機 18.7%増とその増加傾向は著しい(表 III – 14)。

なお、機械の改良については、チェンソーの小型軽量化、装置の改良が進められており、 とくに、振動障害に関連して防除装置の開発改良と目立て技術の普及が行なわれている.

(2) 樹種別素材生産の動向

素材の生産量を針葉樹材、広葉樹材別にみると、針葉樹材の生産量は、36年の3,707万㎡をピークとして減少傾向にあり、42年には前年の4.6%減に当たる3,332万㎡(対40年比95.3%)となった。これを用途別にみると、針葉樹材の約8割を占めている製材用は、前年まではほぼ同じ水準で推移してきたが、42年には前年より4.1%の減少を示し、2,738万㎡(対40年比96.9%)となったしパルプ材用は、パルプ会社がコストの低廉な木材チップや広葉樹材などへの原料転換を積極的に進めているため、年々減少をつづけており、42年

の生産量は前年より 6.7%減少し 312 万㎡(対 40 年比 89.1%)となっている。また、針葉樹の木材チップ用素材についても、40 年分 92 万㎡をピークに減少傾向を示しているが、最近では、輸入チップの影響を受けて、地方によってはパルプ工場で針葉樹チップの受けとり拒否が行なわれているところも現出している。さらに、坑木用、くい丸太用、足場丸太用等も代替品の進出などにより年々漸減傾向を示している(表 III-15)。

一方、38年以降増大傾向にある広葉樹材は、40年には多少の落ちこみもみられたが、41年以降の生産量は順調に伸び、42年には前年を大幅に上回る14.9%の増加を示し1,850万㎡(対40年比126.9%)となった。この内容を用途別にみると、もっとも多いのは製材用で33.5%、次いでパルプ材用32.2%、木材チップ用23.2%となっている(表III-16)。最近の傾向をみると、広葉樹材の総生産量が伸びているにもかかわらず、製材用は頭打ちの傾向を示しており、総生産量に占める割合も前年の36.7%から42年には33.5%に低下している。これは、製材用の有用広葉樹については、資源的に限られていること、国有林等の奥地天然林で生産されるものが多いことなどにより、その生産量を増加させることが困難なためである。これに対し、生産量の伸びが大きいのは、木材チップ用とパルプ材用であり、広葉樹材生産量の増加分は大部分これらの伸びによるものである。木材チップ用のほとんどは、パルプ原木として消費されているので、それを考慮すると、広葉樹材生産量の55%がパルプ用となっている。

つぎに、樹種別生産量の推移をみると、針葉樹材では、人工林材が大部分であるスギがもっとも多く、42年では針葉樹材全体の37.1%に当たる1,235万㎡となった(表 III-17)。しかし、スギの生産量は前年に比べて6.1%減少している。これを所有山林形態別にみると、国有林、民有林とも減少しているが、とくに国有林の生産量は前年に比べて17.6%の減少となっている。マツ類は、近年、生産量の減少傾向がとくに著しいのであるが、42年も前年に比べて5.8%減少して759万㎡となった。このように、マツ類の生産量が年々低下しているのは、過去においてパルプ用材として大量に伐採されたことや、松くい虫の被害等により資源量が減少していることによるものである。ヒノキの生産量は、針葉樹材のなかではむしろ増加傾向を示していたが、42年には前年に比べて5.2%減である514万㎡となり、国有林、民有林のいずれも減少している。とくに、国有林からの生産量の減少が大きい。

広葉樹では、ブナ、ナラ、その他広葉樹材とも前年の生産量を上回っているが、とくに、その他広葉樹材の伸びが著しい。すなわち、わずかながら増加傾向を示しているブナの生産量は、42年には前年に比べて4.6%増の252万㎡となっている。また、ナラの生産量は、近年大きな変化はみられず、ほぼ横ばい傾向をつづけていたが、42年には民有林の生産量が大きく増加したため、前年に比べて9.5%の増加を示した。さらに、ブナ、ナラ以外のその他広葉樹材の生産量は、ひきつづきめざましい増加をしており、42年には前年に比べて

17.2%増に当たる 1,491 万㎡となった。これは、主としてパルプ用材としての需要の増大に伴うもので、低質広葉樹材の生産が伸びていることを示している。

4 林業生産の地域別動向

ア 造林の地域別動向

人工造林面積は年々減少傾向にあるが、42 年度には前年度に比べて 1.8%の減少となった。

このうち、国有林の人工造林面積は、前年度に比べて5.4%の減少を示したが、これを地域別にみると、南関東、東海地域でほぼ横ばいであったのを除いて、おおむね全地域で減少しており、その度合は西日本の各地域で著しい(図III-8)。

一方,民有林の人工造林面積は,42 年度には前年度とほぼ同水準であったが,地域別にみると増減の状況にはかなり差異がある。前年度に比べて増加しているのは,九州地域の8%増がもっとも大きく,北陸地域の4%増がそれに次ぎ,北海道,東山,中国地域がやや増加した。減少の著しいのは,北関東,南関東,東海地域である。これらの動きを大別すれば,北関東,南関東,東海,南近畿地域等拡大造林の余地が少なく,かつ,労働力調達が困難と思われる都市周辺地域では減退傾向にあり,その他の地域では横ばいないしは増加傾向にあるということができる。

つぎに、人工造林面積について、38~42年の5カ年間の傾向を農林省「林業属地基本調査」によってみると、年変化率は1.4%減と漸減傾向にあり、そのうち、再造林面積は3.4%減、拡大造林面積は0.9%減となっている。

これを地域別にみると、人工造林面積の減退傾向が著しいのは、南関東、東海地域、それに次いで南近畿、北近畿、北関東地域であって、概して人工林化の進んだ地域において減少傾向が大きい。逆に、東北、北陸地域はわずかながら増大傾向、北海道、東山地域はほとんど横ばいというように、人工林化の比較的おくれている地域においては、人工造林面積の減退現象はあまりみられない(表 III – 18)。さらに、再造林、拡大造林別にみると、再造林面積では、総数においては減少傾向にあるが、地域別にみるとかなりの差がみられる。すなわち、北関東、四国、九州地域にあっては微増、東北、南近畿地域は微減を示し、これらの地域は傾向としてはおおむね横ばいの状況にある。これに対して減少傾向が大きいのは、北海道、東山、南関東、東海、北近畿等の地域であるが、これらの地域の再造林の減退は、人工林伐採面積の減少によって規定されているものと考えられる。拡大造林の進行状況は、総数

ではやや減少の傾向にあるが、地域別にみると、北関東、南関東、東海、南近畿四国などの 比較的人工林化の進んだ地域において拡大造林の減少傾向が強く、人工林化のおくれてい る地域においては、東北、北陸地域はやや増大の傾向にあるものの、北近畿、中国地域は減 退傾向、北海道は横ばい傾向にある。

イ 素材生産の地域別動向

42年の素材生産量は、前年より 1.5%増加して 5,181 万㎡となったが、この増加の内容を地域別にみると、北海道は 11.1%増、東北は 3.9%増となっているが、これ以外の地域においては、すべて前年に比べて減少している(表 III-19)。減少の度合のもっとも著しいのは、北近畿それに次いで東海、中国、東山地域であり、四国、九州地域の減少率はきわめて微小で、ほぼ横ばいとみなしてよい。これを国有林、民有林別にみると、国有林の素材生産量は、その比重がきわめて小さい近畿において微増しているのを除けば、ほとんどの地域で 10%前後の減、逆に民有林は前年に比べて増加している地域が多く、とくに、北海道の 29.9%増、東北の 10.4%増が顕著である。減少している地域も、北近畿を除けば減少の程度はあまり大きくはない。

42 年の素材生産量の増加は、もっぱら広葉樹材の生産量増加に負うものであることは前述したとおりであるが、広葉樹材の生産量は、全地域においてかなり顕著な増加ぶりを示しており、とくに、広葉樹資源の多い北海道、東北および九州地域の増加が著しい。また、針葉樹材の生産量は、北海道において若干の増加を示しているが、北海道以外の各地域では減少した。

地域別の素材生産の動向を過去5年間の傾向によってみると、41~42年の増減変動とは若干異なった見方ができる(図 III-9)。すなわち、42年に対前年比でかなりの増加ぶりを示している北海道、東北地域は、傾向的にも生産増加が明らかであり、42年はその延長にあるとみなしてよい。北関東、四国、九州地域は42年においては微減をしたものの、傾向としてはわずかながらも増加の傾向にあり、また、その他の地域にあっては、生産はおおむね横ばいないしは減退傾向にある。

以上のように、素材生産の動向には、地域ごとに特色のある傾向を示しているが、ここで、とくに民有林について、その素材生産の動向と資源の状況との関係をみて地域ごとの特徴点を指摘してみよう(表 III-20)。

民有林における素材生産がかなり顕著な増大傾向にある北海道の民有林蓄積の特徴は, 人工林, 天然林別には天然林蓄積が, 樹種別には広葉樹蓄積がきわだって多く, 齢級構成は 比較的高い。このような資源の状況とパルプ,木材チップ用材の需要の増大,林種転換の増加等の理由から,天然広葉樹を中心として伐採の増大,生産量の増加がもたらされたものと考えられる。

東北地域も広葉樹資源の割合が多く、また、林種転換が増加傾向にあること等の理由によって、広葉樹材生産の増大が主体となっている。

南関東、東海、南近畿地域は、総じて生産は停滞ないしは減少傾向にある。これらの地域は、人工造林の歴史の古い地帯を多く含み、したがって、森林資源は齢級構成が比較的高く、針葉樹資源の比率が高い。このため、これらの地域は、針葉樹材生産が主体であり、資源構成や伐採の動向が、人工林化のおくれている地域のように林種転換の進行等によって顕著に変動するようなことは予想されないため、短期的には、今後もおおむね固定した生産状況で推移するものと思われる。

中国地域は、この地域の主要な生産樹種であるマツ類の蓄積減少を主体とした資源の減少が著しく、この結果として、針葉樹素材の生産減少が、広葉樹材生産の増加を相殺して生産量全体の減少傾向をもたらしている。

九州地域は、南関東、東海、南近畿地域に類似した先進的な林業地帯を多く含んでいるとともに、林種転換が進行中の地帯や林業面で未開発な地帯も少なくない。したがって、上記の先進的な地域とほぼ似た針葉樹材生産の停滞現象と、人工林化がおくれている地域にみられるような広葉樹材生産の増大現象、その結果として、総生産量の増大傾向が起こっている。この地域の資源の齢級構成をみると、全地域中もっとも若いが、反面、温暖多雨といった自然条件の良好きに助けられて比較的若い齢級での伐採が可能であるという事情も考慮する必要がある。

森林資源の状況とならんで素材生産の動向に影響を与える林業経営者の伐採態度について、農林省「昭和43年度林業経営者意識調査」の結果によってみると、今すぐ用材として販売できるような立木をもっている林家のうち、ここ1~2年中に販売する予定である林家の割合は一般的に低いが、そのなかでは北海道がもっとも高く、南関東・東海・南近畿地域、四国・九州地域がそれに次いでいる。北海道地域においては、販売できるような立木のある林家の総林家に占める割合は低いが、それらの伐採の意向は強く、この地域の素材生産の増加で傾向を裏付けている。また、南関東・東海・南近畿地域、四国・九州地域は、保有山林が継続的な伐採を行なえるような状態になったものが多いためと考えられる(表 III – 21)。

ここ 1~2 年中に販売をする予定がないものの理由をみると、さしあたり現金の入用がな

いから伐採をしないという資産保持的な経営態度を推測できる理由のものがもっとも多く, 地域的には、北関東・東山地域、北近畿・中国地域、東北・北陸地域のような人工林化のお くれている地帯を多く含む地域に多い。また、伐採後の植林が大変だから伐採しないという ものが南関東・東海・南近畿地域、北近畿・中国地域のように都市化や第2・3次産業の発 展が顕著で林業労働力の調達面で困難の度が強いと思われる地域に比較的多い。

林家の伐採動向が、木材価格の変動に対してどのように反応するかについて、木材価格が、将来、今よりも高くなった場合の伐採意向をしらべた結果をみると、木材価格が高くなれば積極的に伐りたいというものが 3%、伐ってもよいと思うものが 32%あるが、この比率には顕著な地域差はみとめられない(表 III-22)。伐採するつもりはないという意向のものは、販売可能な立木を保有する林家の半数以上を占める。これを理由別にみると、現金が必要でなければ伐採しないというものが過半を占め、国産材供給の価格に対する非弾力的性格を裏付けている。このような意向のものは、北海道を除いて顕著な地域差は認められない。また、あくまでも計画に従って伐採するから、価格が上昇しても伐るつもりはないという、計画を重視して価格に対して非弾力的な態度をとるものも少なくなく、北海道、四国・九州地域に比較的多い。

ウ 薪炭林の地域別状況

森林資源を造成し、林業総生産の増大を図るためには、低位利用の段階にある広葉樹林の 林種転換を図らなければならない。そこで、私有林のなかで、いわゆる薪炭林として粗放な 利用状況にある林地の分布状況等をみることとする。

林野庁が農山村、山村地域の市町村を対象として行なった「農山村地域林業構造調査」によって、私有林における薪炭林面積比率階層別の市町村数分布をみると、薪炭林面積比率の高い市町村数の構成比がもっとも多いのは東北・北陸地域であり、過半数の市町村において60%以上の薪炭林比率を示している(図 III-10)。これに対して、南関東・東海・南近畿地域では薪炭林比率の低い市町村が多く、過半数が40%未満の比率である。

これらの薪炭林の人工林化を進めようとする意向は、ほとんどすべての市町村がもっており、人工林化に当たって希望する造林方法をみると、北近畿・中国地域を除いた各地域では「所有者が自分で造林する」が一番多いが、東北・北陸地域、北近畿・中国地域などの比較的人工林化がおくれている地域にあっては、「公団、公社と分収造林契約を結んで造林する」としているものの割合が高い(表 III – 23)。これらの意向にみられる地域差は、地域ごとの労働力や資金の状況等によって異なってくるのはいうまでもないが、造林公社が設立されているかどうかによっても左右されているものと考えられる。伐採した薪炭林材のお

もな用途として何を考えているかについては、どの地域も大半がパルプ用、木材チップ用、 しいたけ・なめこ原木用を考えており、薪炭用を考えているのは少ない(表 III – 24)。

IV 林業経営の動向

1 林業経営の概況

林業は、その生産過程によっては、素材生産業者や森林組合にみられるように、必ずしも 山林を保有していない経営体によって営まれる場合もあるので、ここでは、山林を保有する ものの山林経営の態様、素材生産業者の現状および森林組合の事業について概観し、さらに、 最近における林業金融の状況についてみることとする。

(1) 山林経営の態様

山林を保有する経営体は、国をはじめ、地方公共団体、社寺、団体、会社、個人等きわめて多岐にわたっており、その数は約300万と著しく多いが、このうちの約90%は林家である。また、その山林保有規模は、国および地方公共団体を除けば零細なものが多く、とくに、林家においては5ha未満のものが約90%を占めている。

これら林業経営体の大宗を占める林家の経営の態様を、保有山林の構成(山林保有規模と 林木資産の内容)と生産活動の内容(経営態度)からみると、山林保有規模の大小による相 異はもとより、同一規模のものでも林木資産の内容としては、人工林が主体であるもの、人 工林を造成する段階にあるもの、天然林が主体であるものといったグループに大別でき、同 程度の林木資産を有していても、その生産活動において、育林から素材生産までの一貫経営 を行なっているもの、育林が主体で収穫は主として立木売りによっているもの、天然林の伐 採のみに終始するもの、山林を単に財産的に保持しているものといったグループに分けら れ、その態様は多様である。

ここで、林家の山林保有規模の大小による経営の態様の差異を林野庁「昭和 42 年度林業 経営意識調査」によってみることとする。

まず、最近の 10 年間の伐採ひん度をみると、10 年間に伐採した年数が 5 以上あるものは、規模が大きくなるほど多く、500ha 以上の階層では 7 割も存在するが、1~5ha の階層ではきわめて少ない。逆に、10 年間に 1 度または全く伐採しなかったものは規模が小さいほど多く、1~5ha の階層では 8 割以上に達している(表 IV-1)。

つぎに、41 年中に造林した林家の割合をみても、規模が大きくなるほど多く、 $1\sim5$ ha の階層では 4 割程度であるが、500ha 以上の階層では 9 割以上となっている(図 IV-1)。

このように、山林の保有規模がその経営の態様を規定する大きな要因となっている。前述の「林業経営意識調査」においても、規模を拡大したいという林家は全体の半分ちかくを占めており、へらしたいという林家はごくわずかである。また、規模を拡大する方法として、山林を購入すると回答したものが約 8 割、借地または分収造林契約によると回答したものが 1 割弱となっている。

そこで、林地の流動化という見地からみて重要な林地の売買状況を林野庁「昭和 41 年度 林地移動および価格事例収集調査」によってみると、林地売買の 1 件当たり面積の全国平 均は 0.96ha となっており、地域別にみると、北海道が 4.64ha ときわだって大きいが、都府 県では、北近畿・中国地域の 1.43ha がもっとも大きく、東北・北陸地域が 0.68ha ともっと も小さく、一般に零細取引が多い。

これらの林地売買の当事者について主業別にみると、当然のことながら、農業(農家)の売買割合が大きく、購入、売却のいずれにおいても、件数割合、面積割合とも過半を占めている。また、非農業のうち、林業、木材工業、商業においては、購入の件数割合に比べ面積割合が大きく、職員勤務・賃労働においては、売却の件数割合に比べ面積割合が大きいことがめだっている(表 IV-2)。

このように、農家は林地売買の大半を占めているが、その推移を農林省「農業調査」によってみると、過去5ヵ年において、農林家総数では購入の減少、売却の増加がみられるが、面積ではこれとは逆に購入の増加、売却の減少が認められる(表 IV-3)。さらに、売買面積について保有山林規模別にみると、保有山林面積 1ha 未満の農林家では購入の減少とともに売却の増加をみており、 $1\sim5ha$ の階層では購入、売却がともに減少しているが、購入の減少率はわずかである。また、5ha 以上の階層では購入が増加し、売却が減少している。すなわち、保有山林の拡大は、規模が大きい農林家ほどその傾向が強くなっている。

つぎに、林地の売買価格についてみると、一般に、林地価格は、その林地の立地条件あるいは売買面積の大小のほか、売買当事者の事情等によってかなりの差異があり、一律にはいえないが、おおよその水準を日本不動産研究所の調査結果により 1ha 当たりの価格でみると、42年3月末で、用材林地は約23万円、薪炭林地は約17万円となっており、前年に比べてそれぞれ8.2%、7.1%と近年にける最高の上昇率を示している(表1V-4)。

また、用材林地価格を地域別にみると、北海道が極端に低く、約3万円と他地域の2割

にもみたない。これは、北海道では自然的、経済的立地条件が悪いということもあるが、1件当たりの売買面積が他地域に比べてきわめて大きいことも影響している。北海道以外では、北近畿・中国地域が低く、南関東・東海・南近畿地域が高くなっている(図 IV-2)。なお、38~42年の騰貴率をみると、北関東・東山地域がもっとも高く、北近畿・中国地域がもっとも低くなっている。

さらに、近年、伸長をみている分収造林について、その動向をみることとする。

分収造林面積は増加傾向にあり、42年度には前年度に比べ8.9%増の4万7100haとなっている。これを費用負担者別にみると、森林開発公団、造林公社にかかるものは増加傾向にある(表IV-5)。

また、森林開発公団による分収造林について、36年度から42年度までの土地所有者別契約件数、面積の構成比をみると、件数では個人がもっとも多いが、面積では市町村・財産区がもっとも多く、個人、記名共有がこれにつづいている(表 IV-6)。

今後も分収造林の役割は増大するであろうが、これは、個別経営にとっては、規模の拡大 に資するものよりも、その基盤の整備に資するものが多いと考えられる。なお、分収造林に おける土地所有者の分収歩合の長期的な推移をみると、低下傾向にあり、分収造林推進上望 ましい方向に向っているといえよう。

(2) 素材生産業者の現状

林業生産は大別すると、育林生産と素材生産の両部門から成り立っており、しかも、それぞれ異なる経営主体にになわれているのが一般的である。わが国の素材生産は、約 1 割の国の直営生産量を除けば、大部分は民営の素材生産業者によって行なわれている。この素材生産の主たるにない手である素材生産業者は、規模の零細なものが多く、経営形態、事業形態もさまざまであり、また、資本装備も劣弱なものが多いという実情にある。このような素材生産業者の現状を農林省「素材生産業者調査」によってみることとする。

まず、42年7月1日現在の素材生産業者数(年間の素材生産量が50㎡以上であるもの)は約3万6000である。これを37年の調査結果と比較すると、業者数は約1万の減少(対37年比79.1%)を示している。生産量規模別には1,000mを境に上層では生産規模の大きい階層ほど増大し、1,000㎡未満層では規模の小さい階層ほど減少率が大きく、業者数の減少とともに生産規模の大型化が認められる(図 IV-3)。なお、経営形態別には生産量規模が500㎡未満の個人および会社の減少が著しい反面、2,000㎡以上の森林組合等の増加がめ

だっている。

つぎに、業者数が生産量規模別にどのような分布をしているかをみると、零細規模階層に属する業者がきわめて多く、規模が大きくなるにつれて、その数が急激に少なくなっている。すなわち、42年では500㎡末満の零細階層が全体の60.1%を占め、生産量規模が1,000m3未満である業者は8割にちかい。これに対して、2,000㎡以上の大規模業者は12.5%にすぎない。このように、素材生産業者の大部分が零細であることの一因は、原材料である立木の入手先が、主として小面積の山林所有者であって、立木販売量がきわめて少量であり、不定期的、断続的であることによるものと考えられる。

素材生産業者の活動について、まず、その生産状況をみることとする。

42年における1業者当たりの平均生産量は1,077㎡であり、37年に比較すると24%の増加となっている、また、総生産量に占める規模階層別シェアを42年についてみると、業者数では6割を占める生産量規模500㎡未満層は総生産量の10.8%を占めるにすぎず、約1割の2,000㎡以上の大規模業者が69.1%の生産を行なっており、37年に比べると生産量規模2,000㎡を境に中小規模業者は低下、大規模業者は上昇している(表 IV-7)。また、これら業者に雇用された労働者1人当たり生産量をみると、生産規模の大小を問わず、各階層とも著しく増加しており、業者全体では、37年の53㎡から42年の101㎡と約2倍の上昇となっている。この要因としては、労働者の減少を契機として生産面における機械化の進展により生産性が高まりつつあることのほか、雇用期間の長期化が図られつつあることなどが考えられる。

つぎに、素材の原材料である立木の入手先をみると、私有林から入手した業者は 89%、公有林からが 17%、国有林からが 16%、自己の保有山林からが 8%となっている(表 IV-8)。これを生産量規模別にみると、私有林から入手した業者比率は小規模階層ほど高くなっているが、公有林、国有林から立木を入手した業者比率は、これとは逆に大規模階層ほど高まり、とくに 5,000 ㎡以上層では、国有林から入手した業者が 70%に達し、立木入手先としてはもっとも高い比率を示している。

素材生産業者は、立木入手先の大半を私有林に依存しているのであるが、その入手方法は、 生産量規模の大小によって若干の差がみられるとはいえ、業者が自分で探したり、山林所有 者が売りにきたので入手した場合が大部分であり、仲買を通じたり、入札による場合は少な く、私有林立木の取引形態は市場性に乏しいものであることが認められる。

さらに、労働力の面から、素材生産業者の経営状況をみると、1業者当たり平均雇用労働

者数は 10.7 人となっているが、階層間には、生産量の規模をそのまま反映して 200 ㎡未満層の 4.8 人から 5,000 ㎡以上層の 63.0 人に至る大差がある。このうち、常用労働者の割合をみると、業者平均では 27%であるが、生産量規模の大きくなるほどその割合も高まる傾向がみられる。また、雇用労働者の就業日数別割合をみても、生産量の大きい階層ほど就業日数の長い労働者がより多く生産に従事している (表 IV-9)。

これらの基本的な原因は、小規模階層ほど年間を通じて素材生産活動が継続されないことにある。すなわち、生産月数別業者数をみると、小規模業者ほど素材生産を行なっている月数が少なく、たとえば、1年のうちに生産した月数が6ヵ月以下である業者は200㎡未満の零細業者の7割ちかくを占め、200~500㎡層でも3割以上存在している。

37年当時の1業者当たりの平均雇用労働者数は16.4人であり、42年にはその65%に減少しているが、年間の雇用期間が50日未満である労働者の減少がめだっている反面、150日以上就業者の割合は若干ながら上昇している。

また、労働者の老齢化の傾向もみられ、たとえば、伐木造材のみに従事した労働者についてみると、年齢階層別にみて 29 歳以下の労働者をもっとも多く雇用している業者が 37 年の 13%から 42 年の 3%に減少しているのに対し、 $30\sim49$ 歳階層の多い業者が 76%から 84%に、50 歳以上の高齢労働者をもっとも多く雇用している業者は 37 年の 11%から 42 年には 13%へと増加している。

他方、作業の機械化についてみると、立木の伐採、搬出にチェンソー、集材機、索道、軽架線を使用した業者は総数で85%となっており、37年における使用業者の割合が57%であったのに比べると、機械化はかなりの進展をみせている。機械のなかでもチェンソー、集材機を使用した業者の割合は著しく高まっており、前者は37年の34%から42年には79%に、後者は25%から40%になっている。しかし、機械を導入するには、それに適した規模の生産の場が必要である。事業の対象となる伐採現場の状況をみると、生産規模の零細な業者ほど現場数は少なく、しかも、相対的に小さい現場を生産の場としており、機械を使用した現場数をみても、現場の規模が大きいほど機械を使用する傾向が高まっている。なお、今後の機械化に対する態度をみると、機械化を進める意志のない業者が過半を占め、しかも、そのうち7割強が現場が小さいことを理由としており、機械が高価であるとする業者は少ない。このように、機械化を進めていくうえでの阻害要因のもっとも大きいものは、伐採現場の小規模性であるといえよう。

さらに、立木入手の難易については、素材生産業者のうち立木が入手難であるとするものが、37年、42年とも生産量規模の区別なく9割ちかくを占めている。その理由としては、

37 年には、立木価格が高いためとした業者がもっとも多く 43%、次いで立木不足のためが 38%、山林所有者が売りしぶるためが 17%の順であったが、42 年には立木不足のためとする業者が 50%に達し、立木価格が高いとするもの 28%とその位置を逆転しており、山林所有者の売りしぶりのためとする業者は 18%とあまり変わらない(図 IV-4)。立木価格が高いためとする業者比率が低下したのは、この 5 年間における立木価格の上昇率よりも、素材価格のそれが上回っていることなどによって、これらの素材生産業者にとっては、立木価格問題が相対的に低下したものと考えられる。

(3) 森林組合の事業

最近の林業労働力の不足傾向に対応して、森林組合が森林の施業または経営を受託して 行なうというかたちの協業が進展しており、協業のにない手として森林組合の果たす役割 はますます大きくなっている。以下、森林組合および森林組合連合会の各種事業の現状を概 観することとする。

まず、施設森林組合についてみると、組合数は合併の推進により年々減少しており、これに伴い 1 組合当たりの森林面積は増大し、単位組合の大型化、広域化の傾向がうかがわれる (表 IV-10)。

これを組合員所有森林面積規模別組合数でみると、3,000ha 未満の割合が 38 年の 59%から 42 年に 50%に減少し、かわって 3,000ha 以上の組合は 41%から 50%に増加し、なかでも 5,000ha 以上の組合数の増加が著しい(表 IV-11)。

ところで、施設森林組合の行なっている事業としては、販売、林産、養苗、購買および森林造成等の事業があり、これらの事業は年々進展してきているが、とくに、林産および森林造成事業の伸びが著しい(表 IV-12)。

施設森林組合が森林所有者から委託を受けて素材生産を行なうことは、森林所有者にとって、その生産物を流通性の高い商品として合理的に販売できる契機となるものである。また、施設森林組合が森林所有者から委託を受けて行なってている造林面積は、民有林造林総面積の2割弱に相当し、これを都道府県別にみると、県下の造林面積の3割をこえている場合も数県にのぼり、森林組合が造林の実行に果たしている役割は増大しつつあることがうかがわれる。これらの森林組合による林業生産活動は、作業単位の拡大、事業量の安定、林業労働力の組織化等を通じて林業生産の合理化と安定的発展を可能にするものであって、今後の推移が注目される。

このような森林組合の事業の進展は、森林組合労務班の活動に負うところが大きい。そこで、労務班の動向をみることとする。労務班の数は年々増加しており、42年には、労務班を有する組合は1,154組合、労務班数は4,747、労務班員数は約5万3000人となり、39年に比べると、それぞれ、130.2%、174.7%、164.5%と増加しており、なかでも造林に従事するものの増加がめだっている。また、前年に比べても、それぞれ105.9%、120.4%、120.5%と増加している(表 IV-13)。

また、労務班員の性別および就業日数についてみると、性別では、最近、女子の増加が著しく、42年には男子が68%、女子が32%となっており、就業の日数別では、60日以上就業するものが増加しており、事業量の拡大に伴って雇用期間の長期化の傾向が強まりつつある。

なお、林業労働力の確保と林業労働者の福祉の向上に資するため、森林組合労務班共済事業が43年12月現在で全国27県において実施されている。この事業は、森林組合と当該森林組合の労務班に所属する班員が、それぞれ一定の掛金を積立て、事業終了時または離職時に手当が支給される仕組みとなっている。

さらに、これらの森林組合労務班の動向と並行して、施設森林組合の所有する林業機械の 台数も増加している(図 IV-5)。

上述のように、施設森林組合全体としては、事業は順調に推移しているものの、個々の単位組合についてみると、なお、問題が存在する。すなわち、施設森林組合について、その事業により活動状況をみると、活動組合(木材取扱いを中心とした 2 種以上の事業を行なう組合)、やや活動組合(木材を取扱わない組合)、非活動組合(経済事業を行なっていない組合)の割合は、それぞれ 60%、33%、7%で、活動組合の割合は過半にとどまっており、今後いっそうの発展を期する必要がある。

つぎに、生産森林組合についてみると、組合数および組合員数は増加しつつあり、組合数については、部落有林の共同経営にかかるものの増加がめだっており、今後も入会林野等の整備の進展に伴って、生産森林組合の数はかなり増加するものと思われる(表 IV-14)。

また、生産組合の保有する森林面積についてみると、42年では、現物出資によるもの、それ以外のものをあわせて約7万2000haで、前年よりも10%増となっている。

生産森林組合の行なっている素材生産および造林の実行状況をみると、全体のすう勢として経営活動は活発化しているが、まだ低い水準にある(表 IV-15)。

さらに、森林組合連合会の事業についてみると、都道府県森林組合連合会では、林業経営の改善や林業技術の普及などの指導事業、素材、製材品および木材チップ等の販売事業、林業機械、山行苗木、肥料等の購買事業がおもなものであり、その取扱高は年々進展しているが、これらのうち販売事業は単位組合の林産事業の流通過程を補完するもので、その重要性を増しつつある。

また、全国森林組合連合会では、指導事業をはじめ、都道府県の範囲をこえる木材の販売、 林業用資材の購買等経済事業を中心に事業が行なわれており、その取扱高も増大している (表 IV-16)。

(4) 林業金融の動向

昭和42年のわが国経済は、国際収支の悪化に伴い、9月以降調整過程にはいり、その一環として金融の引締め政策がとられた。

このような状況下にあって、林業に対する金融の動向を、まず、43 年 3 月末の貸出残高でみると、育林から素材生産までの部門(以下「林業部門」という。)に木材・木製品製造業部門を加えた総額では 1 兆 3 億円と推定され、前年同月末の 8,655 億円に比べて 16%の増加となっている(表 IV-17)。この伸び率は、金融引締め下において低いものではなく、全国銀行銀行勘定の全業種に対する貸出残高の同期間の伸び率 14%を上回っている。貸出残高の伸び率が、全業種の平均に比べてやや高かったのは、林業部門および木材・木製品製造業部門は、その経営規模が比較的小さく、一般金融機関のなかでは金融引締めによる規制の対象外金融機関である相互銀行、信用金庫等に対する資金依存の度合および一般金融以外の制度金融、系統金融による資金供給の割合が相対的に高いこと等によるものである。

つぎに、資金の供給状況を各金融機関別にみると、43年3月末で銀行、相互銀行、信用金庫等の一般金融によるもの79%、農林中央金庫等の系統金融によるもの9%、農林漁業金融公庫等の制度金融によるもの12%となっており、一般金融のシェアは、前年に比べ若干ながら減少した。この傾向は、貸出残高の前年に対する伸び率にもはっきりとあらわれている。すなわち、全体の平均伸び率は、前述のとおり16%であるが、その内訳をみると、一般金融が14%であるのに対し、系統金融、制度金融の伸び率は、それぞれ24%、22%と大幅に上回っている。また、43年3月末における貸出残高を資金使途別にみると、運転資金は8,069億円、設備資金は1,935億円で、前年に比べて運転資金が14%、設備資金が24%とそれぞれ伸びている。これを全国銀行銀行勘定の全業種の同期間における伸び率が、運転資金13%、設備資金19%であったのに比べると、運転資金についてはほぼ同率であるが、設

備資金については、林業関係資金の伸びが上回っている。

なお、43年3月末における貸出残高を部門別にみると、林業部門にあっては1,691億円と前年より21%、木材・木製品製造業部門にあっては8,313億円と前年より15%それぞれ増加している。これらの資金使途別の内訳では、林業部門の設備資金が48%、運転資金が52%、木材・木製品製造業部門の設備資金が14%、運転資金が86%となっており、林業部門における設備資金のウェイトの高さがきわだっている。また、林業部門の設備資金の供給先をみると、その92%は制度金融によるもので、林業が事業の長期性あるいは低収益性といった特殊事情により、他の金融機関の資金になじみがたいことを示している。

つぎに、私有林の経営に直接関連する造林、林道等の資金を供給している農林漁業金融公庫資金の貸付決定額についてみると、造林資金を中心にすう勢的に伸びているが、最近はその伸び率が鈍化している(表 IV-18)。

さらに、林家の林業経営資金等の借入状況を農林省「林家経済調査」でみると、42 年 9 月末現在の借入残高は、41 年 9 月末に比べてかなり増加している (表 IV-19)。すなわち、農林漁業金融公庫資金、農協系統資金および銀行等のその他資金のいずれもが増加しているが、農林漁業金融公庫資金が全体の 4 割以上を占めており、林家にもっとも密着していることを示している。なお、借入残高を保有山林 5~20ha 階層と 20~50ha 階層とで比較してみると、経営規模に比例して投入資本が増大することから、後者が 2 倍以上となっている。また、5~20ha 階層では、農林漁業金融公庫資金および農協系統資金に対する依存度が強いが、20~50ha の階層では銀行等のその他資金に対してもかなり依存していることを示している。

以上のように、林業金融は毎年増加傾向をつづけているが、一般的に、林業者等は零細なものが多く、受信力が弱いため所要資金の確保が困難な場合がかなりある。このため、林業信用基金は、これら林業者等の運転資金について債務を保証し、その受信力を強め、林業経営の改善に必要な資金の確保を図るという面できわめて重要な責務を負っている。42 年度における林業信用基金の債務保証状況をみると、金額では前年度に比べ 45%の増加となっている(表 IV-20)。

この結果,43年3月末の基金の保証付融資残高は、中小規模の林業者等に対する一般金融および系統金融の運転資金借入残高の3.3%程度で逐年そのカバー率は増加し、林業金融の円滑化に役だっている。

このように, 基金の債務保証実績が年々増加している原因は, 金融機関が積極的に基金を

利用しはじめたこと、さらに、林業者等が基金活用により受信力を高める体制をとるようになったことなどによるものである。債務保証を受けた資金の使途は、素材生産および製材資金が大半を占め、とくに、建築資材の需要増に伴い製材資金の増加が著しい。また、被保証者別にみると、前年度にひきつづき木材関係協同組合などの組合利用よりも会社、個人の利用が多く、全体の64%を占め、前年度に対する伸び率は約60%となっている(表IV-21)。なお、代位弁済は発足以来きわめて少なかったが、個人、会社に対する債務保証が進展するにつれて、代位弁済も多くなり、42年度末における求債権残高は、前年度末に比べ約2.6倍に増加し、43年3月末で1億4500万円となっている。

2 私有林の経営動向

(1) 私有林経営の概況

私有林は、わが国森林面積の57%、総蓄積の43%を占めており、また、わが国林業生産における私有林経営体のシェアをみると、その所有山林の立木から供給される素材量は7割にちかく、個人、会社等による私営の造林面積は約6割であって、わが国林業において重要な役割を果たしている。

近年における私有林の生産活動をみると、育林部門においては、42年度に拡大造林面積が増加したのの、人工造林面積は、すう勢的には減少傾向にあり、一方、素材生産については、針葉樹林の生産は横ばいに推移しているが、広葉樹材の生産量は増大している。また、薪炭生産はいぜんとして減少している。

以下、このような生産活動の背景となる私有林の経営動向を概観しよう。

まず、造林面についてみると、拡大造林は、労務事情が悪化していること、低質広葉樹の 伐採による収入の低いことなどもあって、その進展が阻害されている。このため、拡大造林 を造林公社等による分収造林に依存する傾向が強まっている。また、伐採面についてみると、 林家の用材生産に占める素材の比重が低下していることがあげられる(図 IV-6)。これは、 従来、小規模ながらみずから素材生産事業を行なっていた林家が自家労働力の減少等の影響によって、前述の素材生産業者に立木のまま販売する傾向が強くなったためと考えられる。

つぎに、林家の労働力の状況について、農林省「昭和43年度林業経営者意識調査」によってみると、保有規模が5ha以上である林家のうち、この1~2年の間に雇用労働力を必要とする林家は約6割を占めており、保有規模の大きい階層ほどその割合は高くなっている。

このうち、必要な労働力を確保できる林家は確保できないとするものよりわずかながら多い (表 IV-22)。

雇用労働力を確保できるという林家についてその理由をみると、労働力がとくに不足していないとする林家や森林組合の労務班を利用できるとする林家などはいずれも 1 割にみたないのに対して、常雇労働者のいる林家や必要なときに雇用できる特定の労働者がいる林家が 7 割以上となっている。しかしながら、これらの特定の労働者についても、他産業への流出を懸念するなど、労働力確保の先行きに不安を抱いている林家が少なからず存在している。一方、必要な労働者を雇用できないとする林家の理由としては、賃金を高くしても雇用すべき労働者がいないとする林家が 6 割強、今まで雇用していた労働者が他の仕事に変わるためとする林家が 2 割弱と労働者自体の絶対量の不足を訴えるものが大半であり、労働者はいるが、賃金相場が高すぎて雇えないとする林家は 2 割に達しない。

さらに、林家の労働投入量と林業の生産性が、保有山林の規模や林木資産の内容によって どのような差異があるかを検討してみよう。なお、保有山林 5~50ha 林家と 50~500ha 林 家の両階層を通じての生産性比較は、調査期間や調査方法が異なるので、厳密にはその差異 を論ずることはできないが、おおよその傾向はうかがうことができよう。

まず、林業所得総額は規模が大きくなるにつれて増大し、また、自営林業の総労働時間は、 規模の増大と並行してその投入量が増加している(表 IV-23)。

林業所得の大半は立木や素材の販売収入で占められているため、生産活動の場としての 山林の規模が大きいほど所得総額や雇用労働時間が増大するのはいうまでもない。これら に対して、家族労働量は個々の林家における家族員の構成状況や林業以外の業種への就業 状況等によって決められるが、家族員の林業労働時間と山林保有規模には有機的な関連は あまりなく、各階層間には所得や雇用労働量ほどの差異は認められない。

つぎに、総労働投入量を単位面積当たりでみると、保有山林面積の小さい林家がより多く の労働量を自営林業に投下しているが、労働生産性はこれとは逆に概して規模の大きい林 家ほど高く、小規模林家が相対的に労働多投的傾向が強いことを示している。

一方,単位面積当たりの純生産額(土地生産性)は規模の小さい林家ほど高いようにみうけられるが,これは,保有山林面積の広狭によって生ずる差異というよりも,むしろ人工林率等によって示される林木資産の内容によって規定されるものと考えられ,比較的人工林率の高い林家における土地の生産性は,人工林率の低い林家のそれよりもはるかに高くなっている。また,労働生産性をみても,人工林率の低い林家よりも,人工林率が高く,林木

資産が優良である林家の方が比較的高くなっている。

このように、林業経営においては、経営する山林面積が大きくなり、さらに林木資産内容が優良なものであればあるほど生産性が向上し、しかも、その傾向が著しいことが特色のひとつであり、したがって、林業経営では規模の拡大とともに優良な経営基盤の確保がきわめて必要となってくる。

(2) 私有林の階層別経営動向

ア 保有山林 1~5ha の農林家

保有山林面積が 1~5ha である林家における近年の林業生産活動は、薪炭需要の急速な減少と林業労働力の減少傾向等に伴って停滞しているが、これらの林家の保有山林が小規模であることに、その基本的な原因が存在するのはいうまでもない。

これらの小規模林家の生産活動は、停滞傾向にあるとはいうものの、私有林全体の素材生産量や造林面積に占める割合では3割ちかくを占めていることが推定される。

このような状況にある保有山林 1~5ha 林家の大多数は農家であり、しかも、農業の副次的部門として、林業が営まれているのが一般的であるので、ここでは、農林家の林業経営について、その動向をみることにする。

保有山林 1~5ha の農林家の所得をみると、農林家総所得が 40 年度の 81 万円から 42 年度には 111 万円とこの 3 年間に 38%の増加を示しているのに対し、林業所得は 5~6 万円程度にすぎない。このため、総所得に占める林業所得の割合も、40 年度の 7.1%から 42 年度の 4.9%へと低下している(図 IV-7)。一方、農業所得やその他の兼業所得は年々増大傾向にあり、とくに、農業所得は農産物価格の上昇等に支えられて著しい伸びを示している。

つぎに、この林業所得を地域別にみると、北海道と都府県各地域との間に顕著な格差があること、また、すう勢としては減少傾向にある地域が多いことなどが認められる(表 IV-24)。すなわち、北海道においては、わずかながら増加傾向にあるとはいえ、各年度とも 2万円台であり、都府県平均に比べると 3 割ないし 4 割程度にすぎない。また、40 年度以降において林業所得が増大している地域は、北海道、南関東などにすぎず、東北、北陸など大部分の地域では減少ないしは停滞傾向にある。

さらに、林業所得のうち収入面についてみると、農林家の所在する経済地帯や林木資産の

内容等によっても差があり、経済地帯別には山村地帯が、林木資産の内容としては人工林率の高い農林家ほど林業収入が多く、しかも、立木や素材としての木材販売収入の比重が大きいことがわかる(表 IV-25)。

また、林業収入のうち現金収入は、主として木材の販売収入によって占められるが、経済地帯別、人工林率階層別にみても、林業収入全体と同様の傾向を示している。これに対して、自家用消費が大部分である薪炭収入は経済地帯別には山村になるほど高くなっているが、人工林率階層別には一定の傾向が認められない。しかし、林業収入に占める割合では、各経済地帯とも林業収入のおおよそ3分の1を占めており、これらの農林家における薪炭生産が年々後退しているとはいいながら、いぜんとしてかなり重要な地位にあることを示している。なお、これらの農林家における林業賃労働による収入は、経済地帯別にみてもっとも多い山村地帯でも約2万円程度であって、総所得に占める割合をみても2.2%とその比重はきわめて小さい。

つぎに、これらの農林家における労働投入状況をみると、42 年度における家族員総労働投入量は、都府県 1 戸当たり平均で 715 日であって、このうち 6 割強が自家農業に投入され、自家林業への投入量は 4%に当たる 240 時間にすぎず、もっとも多い山村地帯でも 340時間である。また、耕地規模別には 0.5~2.0ha の各階層農林家における林業労働時間が多く、農林業以外の賃労働、職員勤務などのその他兼業労働への就業時間の多い耕地規模 0.5ha 未満階層や、農業生産活動の比重が高い耕地規模 2.0ha 以上階層の農林家においては、自家林業への労働投入量が少なくなっている(表 IV - 26)。

この自家林業への労働投入時間は、都府県平均で前年度の 81%, 40 年度の 76%に当たり、近年における自家林業労働量はひきつづき減少傾向にある。これを地域別にみると、関東、東海、近畿など大都市周辺地域、あるいはそれに隣接する地域の農林家における減少傾向がめだっている。

イ 保有山林 5~50ha の林家

保有山林の面積が $5\sim50$ ha である林家について、農林省「林家経済調査」によってその経営内容をみると、この調査対象林家は、この階層のなかでもかなり優良な林木資産を有し、保有山林に対する投入や産出のひん度が比較的高い林家であるが、41 年 10 月 ~42 年 9 月の 1 年間にあげた林業所得は 53 万円であり、41 年(前年 10 月 \sim 9 月の 1 年間、以下各年次とも同じ。)の 15%増、140 年と比較すると 30%の増加を示している(表 IV-27)。

この林業所得の内容をみると、立木や素材としての木材販売収入が総収入の 8 割ちかく

を占め、支出の約4割が雇用労賃となっている。収入面における傾向としては、立木販売収入やしいたけ等のきのこ類販売収入が伸びている反面、素材および薪炭の販売額が減少しており、とくに、現金収入源としての薪炭ときのこ類は、その位置をほぼ完全に逆転したことが指摘される。

これらの林家における林業以外の事業所得は,前年に比べて 27%増である 70 万円 (対 40年比 136%) であった。このため、林家所得は 123 万円と 41年よりも 2割以上の増加を示している。なお、林業所得を保有規模別にみると、5~20ha 階層では 37 万円、20~50ha 階層では 75 万円と格差が大きいが、林家所得に占める割合(林業依存度)では 5~20ha 林家で 33%にすぎず、20~50ha 林家で 53%とやっと過半に達する程度であり、総平均でも 40年以降ほぼ同じ 4割強を占めるにすぎない。

つぎに、自営林業に対する家族労働力をみると、年間 1 日以上自営林業に従事した家族 労働者は 1 戸当たり平均 3.0 人となっている。しかし、これらの従事者のなかで、年間 30 日以上就業するものは 4 割程度であり、年間 150 日以上の就業者はまれである。

家族員の林業従事者の年齢構成は、35~59歳層が約5割、次いで20~34歳層、60歳以上層の順であり、19歳以下の若年労働者は1割に達せず、しかも、年間の従事日数が30日以上のものはきわめて少ない。このような構成状況の推移を40年以降についてみると、34歳以下の比較的若い労働者層の減少、35歳以上層の増加傾向が若干ながらみうけられる。

42年における家族員の自営林業労働投入量は、家族総労働時間の18%である956時間となっている。これは前年の97%(対40年比91%)に当たり、林業労働時間の減少傾向はいぜんとしてつづいている。一方、林業労働時間の減少に代替するかたちで増大している農林業以外のその他の兼業労働時間は、42年における5~50ha層林家の平均では、自営林業労働量を上回り、農業労働量に次いでいる(表IV-28)。

雇用労働時間を含めた自営林業への総労働投入量は 1,341 時間で前年の 98%に減少している。40 年以降の推移を部門別にみると、素材生産、製薪炭部門における減少、きのこ類栽培部門の増加が認められ、林業収入における傾向に一致している。

林業経営水準のもっとも端的な指標である植伐活動についてみよう。41 年 10 月~42 年 9 月の 1 年間における人工造林面積は,1 戸当たり平均で 48a となっている。これらの林家における造林活動は,伐採活動とともに年により変動があるが,この 2 , 3 年の造林面積は 40~50a となっており,林齢 5~10 年生の人工林が平均 60a 程度であることと比較すると,近年の造林活動は低調であることがわかる(表 IV -29)。

また、1戸当たりの販売数量について、近年の傾向をみると、木材では用材立木販売量の増加と薪炭材の減少および素材販売量の伸びなやみがみられる。なお、すでに指摘している木炭販売量の減少、しいたけ販売量の増加傾向は、比較的規模の小さい 5~20ha 階層においてとくに顕著である。

つぎに、これら林家経済調査林家のなかで林業が主業であり、自営林業所得が生活環境の 類似する町村在住の勤労者所得に匹敵あるいはそれ以上である林家(以下「林業主業林家」 という。)の状況についてみよう。

まず、林業主業林家の分布状況を「林家経済調査」の全対象林家(以下「全調査林家」という。)に対する戸数割合でみると、42年には24%の林家が該当する(表 IV-30)。

保有規模の階層別にその分布状況の推移をみると、30ha 以上の比較的規模の大きい階層では、その割合が増大している。一方、 $10\sim20$ ha 層において、この 3 年間にほぼ倍増していることが注目される。また、人工林率階層別の構成割合でみると、林業主業林家のおよそ半数が人工林率 80%以上であり、人工林率 60%以上のものは約 7 割にも達している(表 IV -31)。

林業主業林家の保有山林規模が全調査林家のそれよりも相対的に大きく,人工林率,用材 林率等で示される林木資産の内容もかなり優良であるが,比較的規模の小さい $5\sim20$ ha 階 層ではこの傾向が一層顕著である。すなわち,全調査林家のうち保有面積が $5\sim20$ ha であ る林家の人工林率は 59%,用材林率が 64%であるのに対し,同じ規模の林業主業林家はそ れぞれ 76%,78%と高く,また,人工林齢級構成も相対的に優良であるものが多い(表 IV -32)。

林業主業林家の家族労働力についてみると、年間 1 日以上自営林業に従事したものは 1 戸当たり 3.0 人と前述した全調査林家の場合と変わりがない。しかし、年間の従事日数が 30 日以上のものは 6 割を占め、150 日以上の就業者も若干ながらみうけられ、とくに、5~20ha 層では、1 割以上に達しているのがめだっている(図 IV-8)。5~20ha 層の林業主業林家において、年間の従事日数が比較的長期であるものが多いのは、後述の労働投入状況にみられるように、これらの比較的小規模な林家は、単に山林経営のみでなく素材生産、きのこ類栽培など多角的経営を行なっているためである。また、この 5~20ha 層林家における年間 60 日以上の就業者で、主として自営林業に従事した家族員の年齢構成では、20~34 歳層労働力を相対的に多く有していることも特色である。

これらの比較的優秀な労働力をもつ林業主業林家の労働投入状況をみると、家族労働時間の3割弱が自営林業に投入されており、雇用労働を含めた総労働投入量は、全調査林家の約1.7倍に当たる2,237時間となっている。全調査林家との比較を部門別にみると、20~50ha層林業主業林家での育林および素材生産の両部門への投入量がかなり多く、5~20ha層林業主業林家では、各部門とも全調査林家労働量を大幅に上回っており、とくに、素材生産およびきのこ類栽培部門での差異が著しい(表IV-33)。

林業主業林家の経営水準は、全調査林家のそれよりもかなり高く、保有山林 10ha 当たりでみた造林面積は 1.1 倍、同じく人工林の主伐面積では 1.8 倍、立木および素材をあわせた木材の販売数量合計では 1.4 倍、育林労働量では 1.2 倍となっている。また、林業用機械についても、チェンソー、刈払機とも全調査林家における普及率より高い。とくに、5~20ha層の林業主業林家においては、人工林主伐面積、立木および素材の販売数量がきわだって多いことが認められ、人工林率がかなり高く、齢級構成も相対的に優良なこれらの小規模林家では、比較的低い林齢で主伐を行なっていることが推測される。以上みてきたような経営活動によって、林業主業林家における収益性はかなり高い水準にあり、労働投入量 1 日当たりの林業所得は、全調査林家平均の約 1.4 倍に当たる 6,400 円、保有山林 1ha 当たりでは、全調査林家平均の 1.6 倍にちかい約 6 万円となっている(表 IV-34)。

林業主業林家たりうるもっとも大きい要件は保有山林の規模が大きいことであるが、これまでの分析によっても認められるように、保有山林面積が 20ha 未満の比較的小規模な林家であっても、林木資産の内容や経営活動のいかんでは、大規模林家に匹敵するほどの林業所得をおげている林家も存在する。そこで、保有山林規模が 5~20ha である林業主業林家の林業経営にみられる特徴を総括してみよう。

第1に,保有山林の人工林率はきわめて高く,用材林率や人工林の齢級構成をみても,保 有山林の林木資産が優秀な林家が大部分である。

第2に、自営林業に従事する家族員の労働力は、比較的若年層のものが多く、しかも、年間におけるその就業日数は長期間であるものが多い。

第3に、育林部門における労働投入量は比較的多く、また、肥料、薬剤の使用量が多いことも認められるなど育林事業はかなり集約的に行なわれていることがわかる。

第4に、保有山林単位面積当たりの木材生産量が多く、しかも、保有山林面積に対する主 伐面積比率が高いこと等は、伐期が短く、回転のはやい山林経営を行なっていることが推測 される。 第 5 に、育林部門にとどまらず素材生産部門の活動が活発であることは、小規模ながら 育林から伐出までのいわゆる一貫経営を営む林家が多いことが考えられ、さらに、きのこ類 栽培部門の比重もかなり大きいことは、これらの小規模林業主業林家が山林経営のみでな く、多角的な経営を行なっているものといえよう。

ウ 保有山林 50~500ha の林家

保有山林 50~500ha の林家においては、個々の経営状況にはかなりの相違がみられる。 すなわち、林家ないしはその山林が所在する地域や地帯の特殊性から生ずる自然的、経済的 条件の差、保有規模が 50~100ha 程度の林家と 500ha にちかい林家との間に生ずる経営方 式の違い、あるいは保有山林の林木資産内容や林業以外に営んでいる業種等によって、これ らの林家の経営活動は大きく影響される。

はじめに、これらの林家における林業収支の状況についてみよう。41年における1戸当たり平均の林業収入は256万円、林業支出は119万円であって、経営の成果としての林業所得は137万円であった。これを前述の1~5ha層農林家や5~50ha層林家の林業所得に比較すると、著しく高い水準にある(表IV-35)。林業所得をきらに保有規模別にみると、50~100ha階層では92万円、中間の100~200ha層では156万円、200ha以上の規模の大きい階層では309万円となっている。また、地域別には、自然的、経済的条件に比較的恵まれている南関東・東海・南近畿地域の192万円がもっとも高く、次いで北関東・東山地域、四国・九州地域の順となっているが、人工林化のおくれている北海道、東北・北陸、北近畿・中国の各地域は全国平均よりも低い水準にあり、とくに、北海道では27万円にすぎない。このように、林業所得の水準は、保有山林の規模に大きく依存しているとはいうものの、地域ごとの特殊性によってもかなり左右されることがうかがわれる。

さて、50~500ha 階層の林家における林業収入の内容をみると、立木販売収入が 152 万円と総収入の 59%を占め、また、素材収入は 36%の 93 万円であるのに対して、木材以外の薪炭、しいたけ、種苗等の収入はきわめて少ない。

一方,支出面では,雇用労賃が51万円で支出合計の43%を占め,素材生産,製薪炭あるいはしいたけ栽培用の原木代金が41万円で両者あわせて総支出の約8割に達している。また,保有規模が50ha未満の林家ではきわめてわずかであった請負費は支出合計の11%に当たる13万円を占め,育林,素材生産,製薪炭の各部門において,事業量の一部を森林組合や素材生産業者等に請け負わせる度合が高まっていることがわかる。

つぎに、労働投入状況をみると、1戸当たりの労働投入量は544人日となっており、そのうち約8割に当たる422人日を雇用労働力に依存している(表 IV-36)。主業や保有山林の人工林率によって区分された経営類型別にみると、育林業を主業とするもので人工林率が高い林家、木材関係の自営業を主業とする林家および育林業以外の林業を主業とする林家は、労働日数が多く生産活動がかなり盛んであることを示し、また、雇用労働力に依存する度合も高くなっている。農業を主業とする林家や農林業に関係のない主業をもつ林家は、労働投入量が少なく、林業経営が総じて低調であることがうかがわれる。このうち、農業を主業とする林家では、育林部門にとどまらず、薪炭生産やしいたけ栽培を主として自家労働力で行なうため雇用労働比率は45%にすぎないのに対して、農林業に関係のない主業をもつ林家では、生産活動の大部分が育林部門であり、しかも、雇用労働依存度はきわめて高い。

これらの保有規模が 50~500ha である林家においては、一般的に労働量の大半は育林部門に投入され、素材生産、しいたけ栽培やその他の部門での労働日数は相対的に少ないのであるが、木材関係の自営業を主業とする林家においては、素材生産部門への投入量は比較的多い。これは自己保有山林からや、あるいは他人の山林立木を買って素材生産を行ない、販売用や自家業務用に消費する原木の一部を供給しているためである。また、育林業以外の林業を主業とするものは、他人の山林からの木材伐出業や製薪炭業等を主業としている林家であることから、育林部門への投入量は少なく、素材生産、製薪炭部門等への投入量が他の類型の林家よりも相対的に多い。

さらに、50~500ha 層林家における植伐状況をみよう。41年の1戸当たり造林面積は、都府県平均で1.9haであった。これは前年の86%、39年の73%に当たり、とくに、拡大造林面積の減少が著しい。また、伐採量は用材、薪炭材の区別なく減少しており、41年には234㎡、うち用材194㎡となっている。これを地域別にみると、植伐水準が比較的高いのは南関東・東海・南近畿地域および四国・九州地域であり、低いのは東北・北陸、北近畿・中国および北海道の各地域である(図 IV-9)。このうち、南関東・東海・南近畿地域では伐採量の大部分が用材であること、東北・北陸をはじめ植伐水準の低い地域では、拡大造林面積がかなり高い水準にあることなどが特徴的である。

エ 500ha 以上の大面積経営体の状況

私有林において保有規模が 500ha 以上である大面積経営体は、農林省「1960 年世界農林 業センサス」によると全国で 715 を数えるが、このうち約 6 割が林家および会社となって いる。これらの林家や会社の動向は、所在する地元市町村の林業活動に大きな影響を与えて いることはいうまでもないが、全国的視野に立ってみても、その果たしている役割はかなり の比重をもっており、たとえば、その保有面積割合でみると保有規模が 0.1ha 以上である全 国の林家、会社の保有する総山林面積の 12%あまりは、500ha 以上の山林を保有する林家および会社が占めている。また、その平均保有規模は 1,000ha をこえ、とくに、会社形態をとる事業体は 5,000ha ちかくに達しており、県内他市町村や他県にまたがる広範な経営活動がなされていることがうかがわれる。

さらに、500ha 以上の経営体のうちの林家について、保有山林の状況を農林省「1960 年世界農林業センサス」によってみると、その平均人工林率は31%であり、総林家平均の36%よりも若干低くなっているが、人工林の齢級別面債構成では、21~40 年生が28%、41 年生以上が14%であって、総林家の平均がそれぞれ19%、5%であるのに比較すると、相対的に優良な林木資産を有していることが認められる。

このように、500ha 以上の林家は規模が大きく、林木資産の内容も相対的に優良であるが、きらに、林家の主業を比較してみると、林業経営が農家の副次的部門としての性格を示している中小規模林家に対し、これらの大規模林家では育林業や素材生産等の林業を主業としている林家の比重が高まり、販売用あるいは自家業務用の原木を供給するための保有山林が相対的に重要視されていることがわかる。また、林家とともに大面積経営体の大宗を占める会社についても、ほぼ同様な傾向が認められる。さらに、大面積経営体においては、概して経営管理組織がある程度確立されているとともに、常用労働者を多数雇用して計画的な保続生産を営んでいるものが多く、林道開設や機械の導入など積極的な林業投資を行なって、資本装備の近代化、合理化を図っている経営体もみうけられる。

これらの大規模山林を有する経営体のなかでも山林面積が500~2,000ha程度である林家や会社と、規模が数万 ha にも達する林業会社等にはおのずから経営内容に差が生ずるのはいうまでもない。前者(以下「一般の大面積経営体」という。)の経営状況については、前年度の報告でふれたとおりであるので、ここでは、後者すなわち全国的あるいは地域的にかなり広範囲にわたって山林を経営している林業会社、パルプ、製紙会社(以下「大規模会社」という。)の経営活動について、労働投入状況を中心にみることにする。

林野庁「大規模林業の経営動向に関する調査」によって、これらの大規模会社の保有山林の状況をみると、平均山林面積は約2万5000haと大きいが、スギ、ヒノキ林の占める割合は12%程度にすぎず、人工林率も著しく低いものと推定される。しかしながら、1経営体当たりの年間造林面積は約500ha、伐採量は6万㎡をこえており、単位面積当たりでみた植伐量も一般の大面積経営体の水準にほぼ匹敵しており、林木資産の内容に比しては相対的に活発な経営活動を行なっていることが認められる。

これらの大規模会社は、平均 112 人の常用労働者を雇用しており、臨時的に雇用する労

働者とあわせると、年間の雇用労働量は1社平均で延べ11万人をこえ、その大部分が育林、素材生産の両事業に投入されている。この雇用労働投入量を保有山林単位面積当たりでみると、1ha 当たり 4.5 人目と一般の大面積経営体と同等の集約度となっているが、これらの大規模会社における事業実行は、雇用労働力に依存する割合が相対的に低い。たとえば、育林部門の雇用労働に依存する割合は、植付け、保育等の各作業とも 50%あるいはそれ以下であり、素材生産部門における伐木造材、搬出等の作業も 10%強にすぎない。これに対して、一般の大面積経営体の雇用労働力依存度が両部門とも 70%台であることと比べると、これらの大規模会社においては各事業を他の業者に請け負わせる比重がきわめて高いことを示している(表 IV-37)。

雇用労働者による直営事業であれ、請負業者に依存する場合であれ、林業労働力はしだいにその不足傾向を強くしている。一般の大面積経営体が現状ではともかく、今後の労務事情を懸念していることは前年度の報告でみたとおりであるが、大規模会社においては、労働者が不足したとするものが育林部門で20%、素材生産部門で33%を占めている。一方、労働者が十分足りたとするものは育林部門では皆無、素材生産部門でもわずかに7%にすぎず、一般の大面積経営体で不足したとするものはそれぞれ10%程度にすぎないことと比較すると労務事情が相対的に悪いことがうかがわれる(表IV-38)。両者において、このような差異がみられるのは、一般の大面積経営体に雇用される労働者は事業現場が単に地元であるというばかりでなく、雇用主と地縁的な関係を密接に有しているものが多いなどの理由によって、比較的その就労状態が安定していることによるものと考えられる。

3 公有林野の経営動向

(1) 公有林野の概況

公有林の面積は 274 万 ha, 蓄積は 1 億 6900 万㎡であり、それぞれわが国森林の 11%、 9%に当たっている。保有形態別には都道府県有林が 110 万 ha, 市町村・財産区有林が 164 万 ha となっている。また、林種別にみると、人工林は面積で 34.0%、蓄積で 20.8%であるが、天然林は面積で 55.2%、蓄積で 78.1%と過半を占め、資源内容はなお低位にあり、今後 もその充実が必要である(図 IV-10)。

これらの公有林の役割は、都道府県有林にあっては、民有林の開発や森林の造成に寄与している面が多いが、市町村・財産区有林にあっては、地元住民の製薪炭などの自給的な利用に供されるほか、その経営による収入が公共施設などの財源に当てられる場合が多い。

ここで, 市町村が, 市町村有林の規模拡大についてどのように考えているかを林野庁 「農

山村地域林業構造調査」によってみると、多くの市町村が市町村有林を拡大したいという意 向をもっており、その理由としては、基本財産としてというのが圧倒的に多い。

(2) 経営の動向

公有林の経営動向をみると、素材生産量(立木販売を含む。)は、年によって変動しているが、41 年以降は減少しており、42 年には前年に比べ 16.4%減の 280 万㎡で、わが国の素材生産量の 5.4%となっている。これを経営形態別にみると、都道府県有林では前年に比べ13.2%減の 158 万㎡、市町村・財産区有林では 20.2%減の 122 万㎡で、前年同様、市町村・財産区有林の減少がめだっている(表 IV-39)。このように、41 年以降、公有林の素材生産量が減少しているのは、公有林の資源状況にもよるが、とくに、市町村有林の減少については、その経営による収入が財政上の臨時支出に当てられる場合が多いため、最近の木材価格の上昇により、伐採量を低下させても所定の収入が確保できることも影響していると考えられる。

つぎに、都道府県および市町村・財産区による造林の動向についてみると、39 年度以降造林面積は減少傾向にあり、42 年度の造林面積は、前年度に比べ 7.1%減の 4 万 1200ha となっている。なお、経営形態別にみると、市町村・財産区による造林の減少がめだっている(図 IV-11)。林野庁「農山村地域林業構造調査」によって、市町村による拡大造林が、その余地を有しながら不振である場合の理由別市町村数割合をみると、労働力不足によるものが 62%でもっとも多く、次いで資金不足が 22%となっている(図 IV-12)。

なお、同調査により市町村有林の経営資金の入手方法をみると、一般財源、借入金がそれぞれ約4割でほぼ同じ割合を占め、所有林の収入によるものはわずかである(表 IV-40)。

また、最近における市町村・財産区による造林のための農林漁業金融公庫からの融資についてみると、造林面積はやや減少傾向にあるが、保育面積が増大していること、単価が上昇していることなどのため、融資額は増加傾向にある(表 IV-41)。

4 国有林野の経営動向

(1) 国有林野の概況

国有林野(国有林野法第 2 条に規定する国有林野)は、面積ではわが国森林面積の 30% に当たる 757 万 ha、蓄積では総蓄積の 46%に当たる 8 億 7000 万㎡である。

これを地域別にみると、面積割合では、北海道が国有林野全体の 41%を占め、東北・北陸地域が 33%でこれに次ぎ、南関東・東海・南近畿および北近畿・中国の両地域は、それぞれわずかに 3%、2%にすぎないというかたよった分布状況にある。しかし、人工林率では、国有林の少ない南関東以南の地域が 50%前後と高いのに比べ、北関東・東山地域以北は 24%以下とかなり低く、北海道はわずかに 9%にすぎない。

また、蓄積割合は、ほぼ面積割合と同様であるが、蓄積内容をみると、北関東・東山以南の地域では、人工林率が高いこともあって、針葉樹が圧倒的に多く約 6 割以上を占めているが、北海道、東北・北陸地域では、逆に広葉樹の蓄積が約 6 割以上を占めている(図 IV -13)。

このように、国有林野は、立地条件の悪い地域により多く分布しており、資源の内容も、 総体的にみれば充実されているとはいえない状態である。

ところで、国有林野の利用状況をみると、国土の保全などのための保安林、国民の保健休養のための自然公園、地元産業の振興および地元住民の福祉の向上のための部分林、共用林野など経営上制限をうける林地が多い。さらに、最近では、農林業の構造改善や一般地元施設の拡充など地域経済の振興を図るうえに必要と認められる国有林野については、国有林野事業の使命達成との調整を図りつつ、その活用が進められている。

このように、主として地元の産業経済のために特別に利用される国有林野を地域別にみると、その利用形態はさまざまであるが、東北・北陸地域および北関東・東山地域の利用度が高くなっている(表 IV-42)。

なお、国有林野事業においては、林政協力事業として民有保安林買入事業、林木育種事業等を実施しているほか、その利益の一部を森林開発公団、農林漁業金融公庫、林業信用基金への出資の財源にあてるなど民有林の振興に寄与している。

(2) 経営の動向

国有林野事業は、企業性の確保に必要な考慮を払いつつ、経営計画に従って事業が進められており、42年度における経営の成果は、経営の合理化と木材価格の上昇によって、収支面では243億円の余剰を生じ、損益面では260億円の利益を計上し、それぞれ前年度を大幅に上回った(図 IV-14)。

しかしながら、国有林野事業の今後の運営に当たっては、次のような問題点が指摘できる。

第1に、わが国の木材需要は、増大の傾向にあるが、現在の国有林野の資源状況から、当分の間、立木伐採量の増大をあまり期待できない状況にあることである。すなわち、国有林野には、保安林など経営上制約をうける林地が多いが、今後もその増加が予想されること、生産力の高い人工林は約150万haあるが、このうち伐期齢以上に達しているものの面積は少なく、その大半が20年生以下のものであることなど森林資源の齢級構成がかたよっていることなどがその原因としてあげられる。

第 2 は、国有林野事業特別会計の財政的な問題である。すなわち、立木伐採量については、当分の間、前述のようにその増大をあまり期待できない状況にあるが、一方、人件費の増大、林道事業や治山事業などの拡充に伴う事業費の増加が予想されるため、特別会計の財政は将来は楽観を許さないことである。

第3は、近年における若年層を中心とする農山村からの人口流出に伴って、作業員の老齢化が進行しつつあり、今後の国有林を支える若年労働力を確保することの困難性が強まりつつあることである。

したがって、国有林野事業は、今後とも、これらの諸問題に対処しながら、近年とみに強まりつつある国有林野に対する諸要請にこたえていかなければならないが、このためには、 森林資源充実の進度をはやめるとともに、経営の合理化など積極的な対応策を推進する必要があろう。

以下、42 年度の国有林野事業のおもな事業についてみると、立木伐採量は、2,039 万㎡で前年度より 7.4%減少した(表 IV-43)。これは、国有林野の資源の現状から、持続的に国有林材の供給をつづけていくための措置によるものである。この立木伐採量をさらに地域別にみると、いずれの地域も減少しているが、北海道や東北・北陸地域など天然林の多い地域は減少の程度が少なく、関東以南の地域の減少が著しい(図 <math>IV-15)。また、国有林材のうち、素材の販売量は、前年度よりわずか 0.5%減の 573 万㎡となっている。

つぎに、造林面積についてみると、8万9200haと前年度より5.3%減少したが、これは主として伐採面積の減少によるものである。

さらに、森林資源の開発に不可欠な林道の開設は、自動車道を主体に伸びており、43年3月末の総延長は2万6200kmで前年より2.5%の増加となっている(表 IV-43)。また、これを地域別にみると、40年以降もっとも伸び率の高いのは、南関東・東海・南近畿地域の14.7%、次いで北海道地域の13.7%がこれにつづいている。四国・九州地域の伸びが1.5%

と低いのは、森林鉄道および車道の改廃等によるもので、自動車道そのものは 13%ちかい伸びをみせている(表 IV-45)。

また、治山事業は、40年度を初年度とする治山事業 5 箇年計画に従い、42年度には約77億円(人件・事務費を含む。)の予算で事業が行なわれたが、最近の災害の動向などに対処するため、43年度を初年度とする治山事業 5 箇年計画が樹立されるので、今後は、これに従い治山事業は予防治山を中心に飛躍的に拡充されることになる。

さらに、42 年度に国有林野事業に従事した職員および作業員についてみると、職員は約3万9000人、雇用した作業員は延べ1,161万人である。作業員の雇用量は年々漸減しており、42年度には前年度より5.3%の減少となっているが、雇用区分別にみると、常用・定期作業員のウエイトが高くなる傾向にある(表 IV-46)。

また、年齢階層別作業員数の推移をみると、42年度には38年度に比べて19歳以下の階層が70.6%減、20~34歳階層が48.1%減と著しい減少をみせ、対前年度比でも<math>34歳未満の階層が減少したのに反し、35歳以上の階層が若干増加をみせるなど作業員の老齢化傾向がみられる(図IV-16)。

このような情勢に対処するため、雇用の安定を図るとともに、待遇の改善、災害の防止な ど雇用対策上必要な措置が講じられている。

なお、42 年度の作業員の平均賃金は、1,660 円で前年度に比べ 15.7%の上昇となった。事業別の賃金では、主として伐木造材に従事する生産事業が 2,288 円ともっとも高く、女子労働者の多い種苗事業の賃金水準は低いが、伸び率では高い(表 IV – 47)。

V 林業労働の動向

林業労働の概況

林業労働は、作業の季節性、経営単位の小規模性等のため、通年的就労が困難である場合が多く、また、作業現場は急傾斜地が多く、労働強度が強いことなどにより、労働環境に恵まれない危険の多いものとされている。また、林業労働力の大部分は山村、農山村の農業兼業者に依存しているため、臨時、日雇労働者の占める割合が高いことなど、他の産業にみられない特殊性をもっている。

さらに、昭和30年代にはいってからの急速な経済成長により、山村、農山村地帯から都

市への人口流出が激増したが、その影響を受けて林業は労働力の不足と、老齢化および女子 化など労働力の質的低下の問題に直面することとなった。とくに、最近における新卒者の進 学率の向上と第2,3次産業への就職率の上昇により、林業労働の将来をになうべき若年労 働者の確保がますます困難になってきている。

林業就業者数の推移を総理府「労働力調査」によってみると、42年における林業就業者数は 30万人となっており、減少傾向にある(表 V-1)。これを従業上の地位別にみると、家族従業者の減少がめだっている。

このような林業就業者減少の背景となる人口異動の状況を農林省「農家就業動向調査」によって経済地帯別にみると、近年におけるの農家の人口減少率、就職者流出率、就職者離村率はいずれも山村がもっとも高く、次いで農山村、平地農村の順となっている(表 V-2)。

また、中学校卒業者の就職状況をみると、卒業生徒数の減少や進学率の上昇により就職者総数は遂年減少しており、42年には40年に比べて29%の減少を示した。このうち、「林業・狩猟業」に就職した者は、42年には40年に比べて47%の減少を示し、減少率がもっとも大きくなっており、また、農業就職者も37%減で林業に次いでいる(表V-3)。

しかしながら、林業就業者のうち雇用労働者は、実数においては 38 年から 42 年までの間に多少の変動があったとはいえ、おおむね横ばいで推移しており、林業雇用労働者が林業就業者総数に占める割合では、38 年に 56%であったものが 42 年には 60%となり漸増傾向にある(図 V-1)。

さらに、林業雇用労働者のうち、常雇労働者の占める割合をみると、年々増加しており、 38 年の 42%から 42 年には 56%となった。このことから、林業労働はしだいに雇用労働者 への依存度を高めつつあり、かつ、雇用労働者の雇用期間の長期化と専業化が進みつつある ことがわかる(図V-2)。

しかし、他産業に比べると林業ではまだ臨時および日雇の労働者の占める割合は高い (表V-4)。

以上,各月末1週間に主として林業に従事した者について調査した総理府「労働力調査」を中心に林業就業者の推移をみてきたが、年間1日以上自営林業またはやとわれ林業に従事した者の数ということでみれば林業従事者数ははるかに多く、かつ、年間30日未満の就労者の割合が非常に高い。すなわち、林業従事者の大宗を占める農家世帯員の就労状況を農林省「昭和41年度農業調査」によってみると、年間1日以上の林業従事者数は全国で約286

万人となっているが、このうち 81%に当たる約 231 万人は従事日数が 30 日未満であり、年間 30 日以上林業に従事する者は少ない(表 V-5)。

これらの林業従事者の大部分は山林を保有する農林家の世帯員であるが、その保有山林面積は 5ha 未満であるものがきわめて多い。さらに、林業従事者の保有山林規模別構成をみると、従事日数が 30 日未満である短期就労者の割合は 0.1~1ha 階層で約 9割、1~5ha 階層で約 8 割と圧倒的に高くなっており、就労期間が比較的長い従事者の割合は、主としてやとわれ林業に就労する 0.1ha 未満階層や主として自営林業に従事する保有山林面積の大きい階層において相対的に高くなっている。

つぎに、林野庁「森林組合統計」によって、森林組合労務班員についてみると、42 年における労務班員数は5万3000人となっているが、年間の就労日数別には60日未満の者がもっとも多く45%を占め、60日から150日未満の者が31%、150日以上は24%となっている。38年度以降の推移をみると、大きな変化はみられないが、主要事業である伐出および造林では、わずかではあるが60日未満の比較的短期の就労者の比率が低下し、60日以上の階層の比率が増大しており、雇用期間が長期化する方向にあることを示している(表 V-6)。

さらに、森林組合労務班員について、年齢別および性別構成の変化をみると、年齢別構成では男女とも 39 歳以下の労働者の占める割合が低下し、40 歳以上の労働者の占める割合が高まっており、性別構成でも女子の割合が年々上昇している(表 V-7)。

一方,以上のような林業労働力の量的不足に対処するとともに,生産性を向上させるための林業機械化の進展は顕著であって,43年3月末の民有林における各種林業機械の導入状況をみると,刈払機4万8000台,チェンソー7万5000台,集材機1万9000台であり,38年に対して刈払機は約3.8倍,チェンソーは約3.5倍,集材機は約1.6倍に増加している。

このような林業の機械化に伴い、林業就業者の職種別構成も大きく変化しており、伐出業についてみれば、38年に比べて42年には自己所有チェンソー伐木夫が約2.6倍、会社所有チェンソー伐木夫が約1.7倍、機械集運材夫が約1.1倍と増加しているのに対して、人力のみによる伐木造材夫は約5割の減少、畜力集運材夫も2割ちかく減少している。

2 労働賃金

林業の労働賃金は、伐出、育林等各業種別について格差があるばかりでなく、同一業種に おいても、職種別はもとより、支払形態別、就労場所別、地域別に格差があるので、そのお もなものについて賃金の水準および推移をみることにする。

まず、伐出業の賃金について、労働省「林業労働者職種別賃金調査」(民有林のみ)によってみると、42年の職種平均賃金(畜力集運材夫と自己所有チェンソー伐木夫を除く。)は1,586円であり、これを前年に比べると14.6%の上昇(対40年比130.0%)となっている(図V-3)。職種別にみると、もっとも高いのは畜力集運材夫で、それに次いで自己所有チェンソー伐木夫、人力集運材夫、機械集運材夫の順となっている。これらのうち、畜力集運材夫と自己所有チェンソー伐木夫は職種平均賃金の約2倍を示しているが、これは、チェンソーや牛馬などに要する費用に相当する金額が賃金の中に含まれているためである。一方、これら職種別の賃金を前年に比べると、もっとも賃金上昇率の大きかったのは人力集運材夫の25.9%で、次いで畜力集運材夫、自己所有チェンソー伐木夫となっている。

支払形態別の賃金をみると、職種平均では定額制は 1,428 円、出来高制は 1808 円と出来高制が高く、職種別にみても、どの職種も出来高制が定額制を上回っている。職種平均での賃金格差は、42 年には出来高制が定額制を 26.6%上回っており、40 年の 21.6%、41 年の 24.0%と比べると、その格差はしだいに大きくなる傾向を示している。また、42 年について職種別にその格差をみると、出来高制が定額制をもっとも大きく上回っているのは自己所有チェンソー伐木夫で 56.1%、次いで畜力集運材夫、人力集運材夫の順となっており、伐木造材夫は 16.1%とその格差は比較的少ない(表 V-8)。

また、就労場所別の賃金を比較すると、42年には、職種平均では里山 1,438円、奥山 1,939円となっており、奥山が里山より 34.8%高くなっている。この格差が 40年には 21.3%、41年には 26.6%であったことと比較すると、42年には一段と格差が拡大したことを示している。また、42年について職種別に里山と奥山の賃金格差をみると、奥山の場合、里山に比べ畜力集運材夫では 67.4%上回っているのを最高に、次いで人力集運材夫、自己所有チェンソー伐木夫の順となっている。一方、格差の少ないのは、伐木造材夫で 17.6%となっている。このように、奥山の賃金が里山のそれを上回っているのは、専業的労働者が多いこと、奥山は作業現場の立地条件が悪く就業に当たっては、山泊形態によるものが多いことなどによるものである(表V-9)。

さらに、42 年における伐木作業の賃金階層別労働者数の構成比をみると、里山でもっとも労働者数の多い賃金階層は $1,200\sim1,500$ 円の階層であるが、奥山ではこれより高い階層に属する労働者数が多い。このような傾向は、職種別にみた場合にも同様であるが、とくに奥山でのチェンソー伐木夫は、3,000 円以上の階層が 53%と過半を占め、前年の比率 33%を大きく上回っているのが注目される(表 V-10)。

42 年における地域別の賃金を伐出業職種平均の賃金で比較すると、北海道が 2,161 円でもっとも高く、次いで、南近畿、東山となっているが、これを前年と比較すると、北関東が 26%の上昇でもっとも高く、一方、上昇率のもっとも低いのは北陸の 6%となっている(表 V-11)。

つぎに、育林事業の賃金を、国有林と密接な関係を有する地域のみについて調査した林野庁「民間林業労務者の賃金実態調査」によってみると、造林夫の賃金は 1460 円であり、前年に比べて 12.4%上昇している。これを男女別にみると、男子造林夫の賃金は 1,562 円、女子造林夫の賃金は 932 円となっており、前年に比べてそれぞれ 11.3%、13.7%の上昇となっている(表V-12)。

以上のように、林業労働賃金は年々上昇の傾向にあるが、ここで、伐出業賃金を林業労働と比較的類似した建設屋外作業の賃金と比較してみると、賃金水準は職種によってかなりの差があるが、職種平均でみれば両者に大差はないといえる(表 V-13)。

さらに、40 年を基準にした職種平均の賃金上昇率を比較してみると、伐出業賃金の上昇率の方が高くなっている。しかしながら、林業労働は、季節的、臨時的なものが多く、また、天候にも左右されがちで、年間のか働率も低く、就労日数が少ないので、年間の総収入は一般的に低く不安定なものが多い(図V-4)。

3 労働災害

ア 労働災害のひん度と強度

42 年の林業労働における労働災害の発生状況を、労働省「労働者死傷月報」によって、 林業 8 日以上の死傷者数についてみると、その数は 2 万 968 人であり、前年に比べると 5.3%の減少となっている。死傷者の内訳を災害程度別にみると、死亡者数は 310 人、その ほか永久労働不能・永久一部労働不能(身体の一部の機能が永久的に失なわれ障害を残すも の)を含む休業 8 日以上の重傷者数が 2 万 658 人となっている(図 V-5)。このうち、国有 林野事業における災害発生状況を林野庁の調査によってみると、42 年度の重傷以上の死傷 者数は 2,080 人で、その死傷者の内訳を災害程度別にみると、死亡者数は 29 人、重傷者数 が 2,051 人で、前年度の死傷者数と比べると 2.4%の減少となっている。

このように、林業労働における死傷者数は年々減少傾向をたどっている。

つぎに、労働災害の度数率、強度率および1人当たり労働損失日数をみると、42年の度

数率(100 万延べ労働時間当たりの労働災害による死傷者数)は、前年に比べると 0.4%の減少となっているが、ここ数年減少傾向はしだいに鈍化している。他の産業のそれと比較してみると、その数値はなお高水準となっており、林業労働災害の発生率は高い(図 V-6)。

また、林業の労働災害の強さを 42 年の労働災害の強度率および被災労働者 1 人当たり平均損失日数についてみると、それぞれ前年に比べて 1.0%および 1.1%の増加となっており、他の産業と比較すると、42 年には、強度率では鉱業、建設業に次ぎ、損失日数では電気・ガス・水道業、建設業に次いでいずれも第 3 位となっている(表 V-14)。

イ 労働災害の原因別発生状況

42年の林業労働災害の原因別発生状況を、労働省「労働者死傷年報」によって休業8日以上の死傷者数についてみると、その構成割合は、取扱い運搬、飛来・崩壊などをおもな原因とする作業行動災害が84.9%ともっとも多く、次いで動力運転災害が12.4%となっている。

また、38 年以降の推移をみると、機械化の進展に伴って動力運転災害は増加傾向を示しているが、作業行動災害は各種の安全対策および安全意識の向上によって年々減少している(表V-15)。

4 社会保険

社会保険は、労働者災害補償保険制度をはじめとして各種の制度があるが、それらが林業に適用されている現状についてみることにする。

(1) 労働者災害補償保険は、労働者の業務上の災害、疾病に対する補償制度であり、林業における適用状況を労働省「労働者災害補償保険事業月報」によってみると、42年9月末現在で適用事業場数は約4万2400、適用労働者数は約31万7700人となっている。これを前年同期と対比してみると、適用事業場数は23.8%増加し、適用労働者数は4.5%減少している。これは、この制度についての認識の向上と加入促進の結果が適用事業場数の増加となり、反面、林業労働者のうち主として木材伐出業に雇用される労働者の減少が、適用労働者数の減少となったものとみられる。

また、災害補償費の支出状況を労働省「労働者災害補償保険事業年報」によってみると、 42年度には補償総額が 27 億 3900 万円で前年度に対して 7.3%の増加(対 40 年度比 117.7%) となっている(表 V-16)。

なお、国有林野事業については、「国家公務員災害補償法」によって補償を行なっているが、これに要した補償額は、42年度には2億 9600 万円で前年度に比べて7.8%(対 40年度比 105.4%)の増加となっている(表 V-17)。

- (2) 失業保険は、林業については 5 人以上の労働者を雇用する法人の事務所、国、都道府県、市町村等に雇用されるものは当然適用されることになっているが、それ以外のものは、離職率等一定の認可基準に達したものに任意包括適用を認可することになっているため、林業では適用事業所数と被保険者数がきわめて少ない。労働省「失業保険月報」により、42年7月末現在の失業保険の適用状況をみると、事業所数は 1,465、被保険者数では約 6 万1700人となっている。
- (3) 健康保険では、国または法人の事務所に雇用されるものを除き、一般の林業労働者は国有林、民有林とも任意包括被保険者となっており、国有林においては、42 年度に約 2万 3500 人の労働者が加入しているが、民有林における適用はきわめて少ない。

日雇労働者健康保険には、国有林においては、42 年度に延べ約 2 万 9600 人が加入しているが、民有林においては、加入者はきわめて少ない。

- (4) 厚生年金保険は、健康保険と同様の適用要件があるため、民有林における加入者はきわめて少なく、国有林においても42年度に約1万8300人が加入しているにすぎない。
- (5) 農林漁業団体職員共済組合は、林業関係では森林組合に常時使用されているものは、役員、職員、労働者の別および賃金支払形態の別を問わず加入できることになっているが、労働者については、常時使用されるものが少ないため、現在これに加入しているものは、組合の役員、職員が大部分であり、42年10月の加入状況は、加入組合数が1,736、加入者数が約9,300人である。
- (6) 中小企業退職金共済制度は、主として常用労働者を対象とするものであるので、常用労働者の少ない林業にあっては、この制度への加入はきわめて少ない。

この制度は、一般の退職金共済制度と特定業種退職金共済制度にわかれている。一般の退職金共済制度は常用労働者を対象としており、掛金は、共済契約者である事業主の全額負担となっている。しかしながら、林業では常用労働者が比較的少ないこと、経営規模の零細性のため事業主の負担力が低いことなどが障害となって加入がおくれている。一方、特定業種退職金共済制度は、一定の期間を定めて雇用される労働者を対象とするものであり、その実

施に当たっては、特定業種として指定される必要がある。林業の場合、事業主の関心がまだ うすいこともあって、現在、特定業種として指定されていない。

(7) 以上の制度のほか、一般住民を対象とする社会保険制度として、国民健康保険制度 および国民年金制度があり、被用者保険制度が適用されていない労働者に対して適用され ている。

5 林業労働者の組織化の現状

民間林業労働者の労働組合組織状況を労働省「労働組合基本調査」によってみると,42年6月末現在,全国で約100組合が結成され,組合員数は約7,300人となっており,その組織率はまだきわめて低い現状にある。しかし,民間林業関係労働組合と国有林関係労働組合との全国的な協議体が結成され,その活動を中心に,民間林業においても今後しだいに労働者の組織化が進むものとみられる。

むすび

近年における経済の高度成長,所得水準の向上等に伴い,林業および森林に対する国民の 要請は強まりつつある。これらの要請にいかにこたえるかが、わが国林業の課題である。

そこで,以上の各章で分析された林業の動向を総括し,あわせて問題点を指摘すると,次 のとおりである。

(1) 国民経済の成長に伴い、木材需要量は増大基調にあるが、42年には、経済の大幅な拡大を背景として、主として建築着工量の増大、紙・パルプ生産の伸びにより、用材需要量は前年に比べ11.8%増に当たる8,595万㎡となった。これに対し、用材供給量は、国内供給量が前年に比べ微増したものの、その増加はパルプ用によるものであり、用材需要の大宗を占める製材用に限ってみれば逆に減少している。一方、外材供給量は、一段と増大し、前年よりも32.6%増の3,321万㎡となり、用材総供給量に占める割合も、前年の32.6%から42年には38.6%と増大している。また、木材輸入額は3,451億円と品目別では石油に次いで第2位を占め、わが国総輸入額に対する割合は8.2%となっている。

このような需給事情のもとで、木材価格も上昇し、「木材・同製品」卸売物価指数でみると、42年には前年より11.8%上昇している。さらに、その内容についてみると、国産材需給のひっ迫から国産材の価格の上昇が著しい。

上述のような木材輸入量の増大により、わが国の木材工業においては、外材依存度が高まりつつあり、外材の役割も国産材の補完というよりは、独自の地位を占めるに至っている。 また、一般消費者においても、国産材に対するし好は、なお根強いものがあるとはいえ、建築用木材における外材の浸透がめだっており、今後もその増加が予想される。

一方,木材の輸入相手国については、最近,アメリカ,フィリピンにおいて,丸太の輸出制限措置がとられることとなったほか、開発途上国においても製品形態での輸出増加が要望され、それら諸国に対する特恵関税供与の問題などが生じており、わが国木材工業にとっては楽観を許さない状況にある。

今後、わが国経済の発展に即応して、木材需給および価格の安定を図るためには、国内生産量の増大、開発輸入の促進に努めるとともに、木材輸入の適正円滑化を図る必要があるが、とくに、木材チップについては、国内に未利用資源が存在することもあって、その積極的な活用を図るための施策の充実が急務である。また、木材工業については、紙・パルプ工業を除けば、中小企業が圧倒的に多い現状にかんがみ、その体質の改善などを積極的に図る必要がある。

(2) 林業生産のうち、まず、育林生産についてみると、近年、人工造林面積は減少傾向にあるが、42 年度には、民有林の拡大造林面積が増加したことは注目すべきである。しかし、労働力の不足、低質広葉樹の立木伐採収入の造林費に比べての低位性あるいは地域によっての販売の困難化等造林をとりまく諸条件は、今後も一段ときびしくなるものと考えられ、拡大造林の推進のためには、さらに積極的な施策を講ずる必要がある。なお、拡大造林推進上、森林開発公団、造林公社の果たす役割が大きくなりつつあり、今後、これら公的機関の分収造林に対する期待は一層高まるものと考えられる。

つぎに、素材生産については、近年、その生産量はおおむね横ばいに推移しており、42年の素材生産量は、前年より 1.5%増の 5,181万㎡となっている。しかし、その内容をみると、パルプ用を主体とする広葉樹材の生産量は、前年に比べ 14.9%増加しているが、需要の多い製材用を主用途とする針葉樹材の生産量はいぜんとして減少をつづけており、前年に比べて 4.6%の減少となっている。この要因としては、わが国の森林資源、とくに人工林の齢級構成が幼齢林にかたよっているため、伐期齢以上の森林資源が少ないことのほか、民有林については、労働力の不足に伴う伐採跡地の更新の困難化等も影響していると考えられる。

さらに, 林業生産停滞の背景には, 山林保有規模の零細性, 森林所有者の資産保持的傾向, 林道の未整備等の基本的な問題がある。 森林資源の利用および充実は、国土の利用の高度化のためにはもとより、個別経営の基盤の整備のためにも重要であり、森林施業計画の推進、林道の開設、造林の促進等林業生産の増大、生産性の向上に必要な諸施策の拡充を図る必要がある。

(3) わが国の林業経営体は、国、地方公共団体、会社、個人等多様であり、その数は300万ちかくに達する。

これら林業経営体の大宗を占める林家の経営状況についてみると,一般的にその生産活動は活発とはいい難く,また,労働力不足がめだってきていることが注目される。

わが国の林家は、山林保有規模が零細であるものが多いが、5~20ha 層になると、一部に 自営林業所得が生活環境の類似する町村在住の勤労者所得に匹敵あるいはそれ以上の林家 が存在している。これらの林家については、その保有する林木資産の内容がすぐれているこ とが大きな特徴としてあげられる。したがって、林家の発展のためには、経営規模の拡大は もとより、林木資産の充実を図ることなどが必要である。

個別の林家においても、それらの意向はかなりみられ、林地移動の動向としては、徐々に 規模拡大の方向に向かっていることがうかがわれる。一方、近年における森林組合を中心と した協業が活発化していることは、零細規模を特徴とする林家の今後の経営のあり方を示 唆するものとして注目すべきであろう。

- (4) 林業従事者については、近年における山村、農山村からの人口流出を反映して減少しつつあり、全産業総就業者に占める林業就業者の割合は、42年には前年の0.7%から0.6%となっている。しかも、人口流出が若年層を中心として行なわれているため、林業従事者は老齢化の傾向にあり、また、労働力不足から女子化も進行するなど質的に低下している。
- 一方, 林業労賃は上昇傾向にあり, 木材伐出業では 42 年には前年に比べ 14.6%, 育林業では 12.4%の上昇を示している。

今後も進行する労働力不足経済のもとにおいては、林業労働力におけるこのような傾向 はますます顕著になるものと予想される。

このため、林業の発展に必要な優秀な労働力を安定的に確保しうるよう林業経営の態勢を整備するとともに、労働条件の改善、社会保障の拡充などを図る必要がある。

(5) 近年における経済の成長発展、所得水準の向上、都市化の進展等により、森林のも

つ国土の保全,水源のかん養,保健休養等の公益的機能に対する要請はますます強まりつつある。わが国の森林面積は 2,521 万 ha と広大であるが,1 人当たりでみると 0.3ha と少ない。このため,木材生産という経済的機能と公益的機能との調和をいかに図るかが今後の課題となろう。

上述のことから、林業の発展と林業従事者の地位の向上を図るためには、森林の公益的機能の確保を考慮しつつ、今後とも、林業生産の増大、林業構造の改善、林産物の需給および価格の安定、林業従事者の福祉の向上および養成確保等についての施策の充実と林業生産の場である山村地域の振興を図る必要がある。